

令和5年第3回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

令和5年9月8日(金曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 16時02分

議事日程

開会 令和5年9月8日(金) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 阿武町空き家等の適正管理に関する条例の一部を
改正する条例

日程第5 議案第2号 財産の取得について

日程第6 議案第3号 阿武町過疎地域持続的発展計画の一部変更につい
て

日程第7 議案第4号 阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につ
き同意を求めることについて

日程第8 議案第5号 令和5年度阿武町一般会計補正予算(第3回)

- 日程第9 議案第6号 令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)
- 日程第10 議案第7号 令和5年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第11 議案第8号 令和5年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第12 議案第9号 令和5年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第13 議案第10号 令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第14 議案第11号 令和4年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

- 1番 米津高明
- 2番 上村萌那
- 3番 白松靖之
- 4番 西村容子
- 5番 松田 穰
- 6番 池田倫拓

7番 副議長 市原 旭

8番 議長 末若 憲二

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席したもの

町長 花田 憲彦

副町長(総務課長事務取扱) 中野 貴夫

教育長 能野 祐司

まちづくり推進課長 藤村 憲司

健康福祉課長 矢次 信夫

戸籍税務課長 水津 繁斉

農林水産課長 野原 淳

土木建築課長 高橋 仁志

教育委員会事務局長 藤田 康志

会計管理者 柴田 奈美

福賀支所長 佐村 秀典

宇田郷支所長 小野 智彦

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会書記 平 田 祥 子

欠席事務局職員

議会事務局長 三 浦 貴

開会 9時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、令和5年第3回阿武町議会定例会が招集されました。議員各位には、応招ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、今期定例会は令和4年度の決算議会でありますので、長山代表監査委員さんには会期を通して出席をお願いしております。よろしく願いいたします。

今年の夏は猛暑、酷暑でありましたが、8月に入りますと台風は多く発生し、特に台風6号は迷走し、沖縄地方で幾日にもわたって、空港が閉鎖や運行中止が続き、観光客等に戸惑いが見られました。

また、広島、長崎での原爆死没者追悼慰霊祭平和式典でも、長崎市では台風のため、会場は屋外から屋内へと変更になり、参列者もごく少数で行われました。多くのみんなで追悼してあげたら良かったと思います。

今も台風12号から変わった熱帯低気圧と秋雨前線により、阿武町でもかなりの雨が降りました。またこの間、全国的に豪雨被害が出ていました。異常気象とよくいわれますが、もはや異常ではなく普通になってきているのではと危惧しております。

7月には国連のアントニオ・グテーレス事務総長は、もはや地球温暖化ではなく、地球灼熱化していると発言がありました。地球全体が、気温、海水温が上昇しているのが現実であります。

6日の朝テレビ報道で、二酸化炭素を吸収して燃料を作る装置を開発している会社が紹介されました。早く全国、世界に広まることを期待しております。そうすることで、二酸化炭素も少なくなると思います。

今後も台風の発生が予想されますが、阿武町や全国に大きな被害が出ないこ

とを望んでおります。

そんな中ではありますが、町内各地区では夏の風物詩である、夏祭りや盆踊り大会が4年ぶりに開催されました。奈古地区では、久々に見る花火は大変美しく感動しました。福賀地区や宇田郷地区では、それぞれ多目的ホールで盆踊りや神楽舞の披露などがあったと聞いています。夏の良き思い出になったことと思います。

今、新型コロナウイルスは全国的に感染が収まらず、5類移行後、増加傾向にあるといわれております。全国的に第9波に入っているといわれております。萩保健所管内でも、一週間の感染者数は増えてきているように思われます。いくら重症化になりにくいとはいえ、安易に考えるはいけないと思います。今後も、町民のみなさんや、関係各位に今一度原点に戻って、予防を徹底してほしいと思います。

今期定例会では、一般質問、各議案の審議のほか、昨年度(令和4年度)各会計歳入歳出決算の認定が審議されます。予算に対し、どのような成果や住民福祉が行われたのか、議員各位の慎重なる審議をお願いいたしまして、開会のあいさついたします。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案 11 件、全員協議会における報告 2 件、また 6 人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は 8 人全員です。只今より令和 5 年第 3 回阿武町議会定例会を開会いたします

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配付されているとおり、一般質問、議案説明、一部質疑採決、および委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、すぐる 6 月 7 日開催の、令和 5 年第 2 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め、諸般の報告を行います。

7 月 4 日、山口県町議会議長会 7 月定例会が山口県自治会館で開催され、本職が出席しました。

7 月 13 日、令和 5 年度山陰自動車道および萩小郡間地域高規格道路の整備促進に関する要望行動が、東京都の衆議院議員会館等で開催され、本職が出席しました。

7 月 18 日、令和 5 年度山口県萩地区暴力追放運動協議会総会が、萩市総合福祉センターで開催され、本職が出席しました。

7 月 25 日、1 期議員研修会がセントコア山口で開催され、1 期議員 4 名全員が出席されました。

8月10日、JR利用促進協議会が海峡メッセ下関で開催され、本職が出席しました。

8月22日、山口県町議会広報研修会がセントコア山口で開催され、市原副議長と松田委員長が出席しました。

8月23日、第27回阿武萩和牛共進会がむつみ肉用牛集出荷施設で開催され、本職が出席しました。

9月1日、午前9時より、議会運営委員会が開催され、今期定例会についての協議がなされました。その結果につきましては、お手元の配付資料のとおりです。以上で諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここで本定例会の開会にあたり、町長があいさつを行います。町長。

○町長(花田憲彦) 令和5年第3回阿武町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

9月に入り、残暑が厳しいとは申せ、朝夕はずいぶんと過ごしやすくなってまいりましたが、議員のみなさま方におかれましては、公私ともにご多繁の中を、本議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、気象庁によると、今年の夏は、岩国市や山口市では最高気温が37.8度、須佐でも37度を越える日が観測されるなど、今年は例年に増して猛暑の夏でありました。また、6月末から7月上旬にかけては前線の停滞により、二度にわたる記録的な豪雨、土砂崩れ等が発生し、県内各地に甚大な被害が発生したところであります。

こうした中、本町の農産物であります、特産品の福賀スイカは大変好評であったように聞いておりますし、梨においても、8月10日の台風6号では300万円程度の落下による被害があったようですが、その後は生産、あるいは出荷はおおむね順調とお聞きし、安堵しているところであります。

また、水稻におきましても、福賀地区ではすでに稲刈りがはじまっているところもあるようではありますが、生育はおおむね平年並みということのようですが、これから本格的な台風シーズンを迎えますが、大きな影響を受けることなく、笑顔で豊穰の秋が迎えられるよう、心から願っているところであります。

こうした中、御案内のとおり、先月の20日には議員各位にもご出席を賜り、道の駅阿武町登録30周年記念式典を盛大に開催することができました。

振り返ってみますと、道の駅阿武町は、平成5年の第1回登録の103駅の1つに名を連ね、以来早30年が経過したところでありますが、全国の道の駅の数は、現在制度発足から30年の経過の中で1,209駅にまで増え、全国で年間

約5億人が利用する、日本が誇る巨大複合集客施設となっています。

ご承知のとおり、道の駅の取り組みについては、本町では、その概念や構想が確立される前の、平成3年と4年の2回の社会実験から参加しており、当時はまだ空き地であった現在の道の駅のある場所にテントをはじめ、看板、トイレ、ゴミ箱、あるいは電話FAXなどを設置し、町内の各種団体にもご協力をいただきながら、うどんの販売や、餅つきなどのイベントなども行った経緯があります。なお、当時この実験に参加したのは、県内では阿武町と旧田万川町の2ヶ所のみで、他県では岐阜県で7ヶ所、栃木県で3ヶ所、全国で計12ヶ所でありましたが、この実験の成果により、道の駅構想の有用性が確認され、平成5年4月22日に当時の建設省による第1回の登録が行われ、道の駅阿武町もこれに名を連ねたところであります。

こうした経緯の中で、道の駅阿武町は、道の駅の発祥の地を名乗っておりますが、実はこれを裏づけるためといえば語弊になりますが、平成26年の町の新春懇話会に、道の駅構想の発案者である旧阿東町の船方総合農場の故坂本多且氏を講師にお招きし、経緯等について講演をいただいた経緯があります。そして、そのときに坂本氏から、間違いなく阿武町は私が道の駅を提唱した際に、一番に手を挙げていただいた最初の駅で、道の駅の発祥です。自信を持ってほしいとのお墨付きもいただいた経緯もあるわけでありまして。

全国的には、道の駅発祥の地を名乗っているところも複数ありますが、私はかねがね、町民のみなさんに、こうしたこれまでの経緯をしっかりとご認識をいただき、道の駅阿武町こそが、全国道の駅発祥の地であるということに自信と誇りを持っていただく、そしてこのことを全国に宣言する機会がないかと思っております。その意味でも、今回、村岡県知事、林外務大臣令夫人、国交省の中国整備局長、そして何より道の駅制度の生みの親といわれる、元国土交通省ナンバー2の技官で、現在は一般社団法人全日本建設技術協会会長をお務めの、大石さんにおいでいただき、そして多くの来賓をお招きして、登録30周年記念式典と、記念碑の除幕を行うことができたことは、阿武町にとっても、そして道の駅にとっても、大きな意義があったというふうに思っています。

また大石さんにつきましては、式典の前日の19日に、題名を「転落の日本を救うインフラ整備」と題して講演をいただいたところでありますが、その講演の中でおっしゃいましたのが、もっとも強いものが生きるのは、最も賢いものが生き残るものでもない、唯一生き残るのは、変化できるものであるとのダーウィンの言葉を引用されました。これはまさに私がモットーとしている、チェンジチャレンジ、つまり変革し、挑戦し続けなければ生き残っていくことができないとの思いと同じというふうに思いました。

こうした意味でも、道の駅阿武町はこれからも発祥の地、発祥の駅の名に恥じることなく、時代を先取り、間断なき改革と努力を積み重ねていかなければ

ならないと、改めて強く決意をしたところであります。

また、去る6月議会で補正予算をご議決いただいた、木与地区の遠根のミニ工業団地のABUファクトリーパークであります。この取り組みも阿武町が変化しながら、将来的に生き残っていくための大変重要な事業であり、将来への大きな投資でもあります。そしてこれは、木与防災工事が進められ、国の残土処理場としての位置づけにより、工事費の軽減が図れる今が千載一隅のチャンスであり、現在管理職によるAFPプロジェクト会議等を通じながら、職員が一丸となって、課題や問題を克服しながら、強力に取り組んでいるところであります。

また、阿武町の特産品である無角和牛の振興につきましても、これまでの3ヶ年は、無角和種との出会い創出プロジェクト事業を中心に、生産者の視点での知名度のアップやブランディングに取り組んでまいりましたが、今後は、観光の視点、あるいは出口、つまり実需者の視点も取り入れる意味で、地域おこし協力隊の制度を利用して、東京の肉料理専門店の一流シェフを、新たにプロジェクトマネージャーとして招聘し、本格的に無角和種のブランド化への取り組みをはじめたところであります。

次に、まちの最重要課題の1つともいえる、今後の地域医療の確保ですが、この問題につきましては、先月の23日に第1回目の阿武町地域医療検討会を開催し、当日は第1回でありますので、まずは委員のみなさんに、阿武町の医療の現状と、これからの状況等についてご説明を申し上げ、ご理解をいただき、委員のみなさんからはいろんなご意見をいただいたところであります。

今後課題や論点整理等を行い、議論を重ねながら、町のこれからの地域医療のあり方についての提言等も賜る中で、阿武町の今後の医療についての方向性をしっかりと見出していきたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、山口県全体の人口が130万人を割るような状況の中で、本町におきましても、人口減少率は幾分鈍化してきたとはいえ、今後とも、本町が豊かで住みよい選ばれるまちとして生き残っていくためには、今以上に知恵を出し合い、変化することを恐れることなく、チェンジチャレンジの気概を持って、これからも日々挑戦し続けなければなりません。

議員各位には、引き続きご理解ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきましても、その概要を簡単に申し上げます。

今回の議案は11件ありますが、まず議案第1号、阿武町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、生活道路や隣家等に倒れる可能性がある危険空き家のうち、所有者等と連絡の取れない物件について、周辺住民の生命および財産を守るための緊急時の予防措置として、予防対策として、新たに緊急安全措置の条文を追加するものであります。

次に、議案第2号、財産の取得についてにつきましては、整備を予定しています、ABUファクトリーパークの用地について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号、阿武町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてにつきましては、過疎地域持続的発展計画に、西台展望台整備事業、そして子育て支援学校給食無償化事業、およびみどり保育園改修事業の3つの事業を追加するものであります。

次に、議案第4号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについてにつきましては、この9月30日をもって、3人の委員のうち2人の委員の任期が満了することから、委員の選任についてご同意をお願いするものであります。

次に、議案第5号から10号までにつきましては、令和5年度一般会計補正予算(第3回)のほか、5つの特別会計の補正予算であります。

次に、議案第11号につきましては、令和4年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法の規定により認定をお願いするものであります。

次に、全員協議会での協議につきましては、令和4年度決算における地方公共団体の財政の健全化に関する条例に基づく、健全化判断比率および資金不足比率の報告について、および町の執行に係る工事等の契約の締結についての2件を報告するものであります。

なお、ご提案いたしました各議案の詳細につきましては、その都度、担当参与からご説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 以上で、町長のあいさつを終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、池田倫拓君、7番、市原 旭君、を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる9月1日開催の議会運営委員会

において審議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月19日までの12日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月19日までの12日間と決定しました。

日程第3 一般質問

○議長 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が6人ありますので、議長において通告順に発言を許します。

○議長 はじめに、7番、市原 旭君、ご登壇ください。

○7番 市原 旭 改めましておはようございます。7番、市原旭です。

通告に従いまして質問をいたします。

まず、みどり保育園福賀分園休園について伺います。福賀分園に関して、先般、健康福祉課より、これまでのいきさつとそれについての対応概略について、御説明をいただいたところであります。

経緯の説明の中で、分園全保護者でもなく、該当保護者とされる3家族を集めて説明されたとの事、最終的には2家族であったと伺いました。この選ばれた家族は、今回の案を自分たちの判断で保育園の長い歴史を閉ざしてしまうのではないかと、大変な思いで聞かれたのではないかと思います。それは保育園に対する思い、地元愛が強ければ強いほど、愛着があればあるほど、切なく辛い判断になったのではないかと察します。そんな決断を迫ることになっていたのではないのでしょうか。緊急性を持って当たらなければならなかった案件であっても、このことについて、いささか乱暴ではないかなと感じました。もう少し多い人数、せめて全保護者を対象になぜされなかったのでしょうか、本件が該当するとは申しませんが、一般的に行政は、一度制度を変えてしまうと後戻りを嫌います。さらに、元に戻すにはかなりのエネルギーが必要となります。私はこれまで教育委員の経験の中で、福賀小学校以外の町内小中学校の校名変更も含めて、全ての学校の統廃合に最先端で立ち会いました。公の機関を統合する、あるいは廃止するには、個人の願い、法的機関の一方的な思いだけで簡単に動くものではありません。今申しました私の経験の中では、教育委員会は強制的に推し進めてはいません。何度も何度も話し合いをしました。個々と公の思いがうねりのように集約され、動き出していったように思います。少なくとも私はそのように感じております。

また、私も経験がありますから、担当課の気持ちもわかります。説明する対象が増えれば合意形成が取りづらくなり、意見の食い違いによるミスや軋轢が生じる可能性が出てきます。その結果、スケジュールの遅延や、計画の頓挫と

いったリスクも生まれやすくなるでしょう。しかし、そこに合意がなく、ただ単に強行していけば、いずれ行政との信頼感は薄れていきます。最悪の場合、話し合いの場すら拒絶されてしまいます。担当課によると、今回はまず、当事者に話を伺い、その後、話し合いの範囲を広げていくつもりであったとの説明でありました。本件に限らず、単に結論ありきは厳禁、急がばまず話し合い、心に留めておいてほしいと願います。反対すること自体を是とする人は、また別次元の話ですが、そうではない人は時間をかけて、地域に本当に寄与する正しいものであれば、必ずや伝わると、私はそう信じていますし、そうしてきました。町長はどのようにお感じでしょうか、お考えを伺います。

さて、休園であって閉園ではないことの意味は大きいと思います。町長の配慮を感じております。保護者との話し合いの中で、担当課から休園解除再開の条件を説明されたと伺いました。①0歳から1歳時未満の幼保育児が3人以上、②幼保育児が5人以上、とする2つの条件です。さらにそれには補足があり、再開する場合には、有資格者2名が必要とされていますと説明をされました。本件が実行されることになれば、分園が休園となって子どもたちは本園に普通車で移動、通園といったことになります。子どもの成長は、かなりの個人差がありますから、あえて年齢の指定は申しませんが、一定の成長をして、車での移動に本人および保護者の苦痛がなく承諾していただければ、個人差を十分に考慮した上で対応することはありえなくもないと思います。しかしながら、未満児については、いささか無理ではないでしょうか。また、行政として未満児の本園移動はすべきではないと考えます。保護者が、ご自分の判断で移動手段に車を使うことはご自分の責任です。ですが、預ければ当然町の責任となります。また、未満時は特に危険に対し、身構えることができませんから、自分で自分を守れません。福賀地区の冬季の路面状況を加味すると、大変なハイリスクだと考えます。どのようにお考えでしょうか。未満時の移動について、対策を伺います。

再開の条件に、未満時が3人とされていますが、ぜひ検討して変更していただきたい条件です。町では、子育てに優しい施策を重要視しており、各種補助金制度の拡充や、医療費、保育園完全無償化など、これまで子育てのしやすさ、次を担う世代に向けた優しさ、愛のある配慮をされてきています。そんな配慮と気配りを推し進め、まちづくりをしてきたところでもあります。そんな町だからこそ、お1人でも未満児を預けたいと思われる方がいたならば、手を差し伸べること、そこにはいささかの躊躇はないと私は思いますが、町長のお考えを伺います。

保育園が難しいのであれば、ベビーシッターのような方の配置だとか、保護者のお気持ちをくんであげられる手助けになる仕組み作りを、事前に準備される必要があると思います。切り抜けるアイデア、方法は今はお持ちではな

いでしょうか。今はなくとも、ぜひじっくり検討してほしいと強く望みます。

さて、今回の件、まちづくり懇談会等で町長も高く評価されていた、出生率の増加の影響があります。未満時保育の希望者が増えて、それを見守る保育士が不足するといった事態となったということでもあります。たればになりますが、想像力を持っていれば、もっと早い時期から、保育士の確保に向けて動いたのではないかと思います。その点についてはどう感じておられますか、町長に伺います。防災無線で保育士募集の呼びかけをされていました。先般の話し合いでは、現実には厳しいとの担当課の説明でありました。

話は若干それますが、本件と併せて、町では職員採用試験に関する募集をされていますが、状況はどうだったのでしょうか。長くコロナ禍が続いておりましたが、人の流れが戻り、徐々に元に戻ってきている実感があります。世間の景気も上向いていると感じます。それと相まって、さまざまな物の値段が上がってきています。企業の賃上げのニュースもよく耳にするようになりました。私の記憶では、景気が上向いてくると、一般的に公務員の人気は下がってくるという思いがありますが、今以上に就職希望者が減り、厳しさが増してくるのではないかと懸念します。

ずいぶん前になります、1期目に私とほぼ同期の職員が多く勤務されている、間もなく一斉に定年を迎えることになるが、その対応を早急にすべきではと質問をしています。そして私は61歳になりました。次々と課長クラスの定年がはじまっています。職員の確保、人材がなくては先業務が立ちゆかなくなりませんか、現職員の奮起も併せて期待するという意味も込めて、ここはやはり職員の給与を見直したり、処遇、待遇の改善を含めて、すべきではないかと思いますが、町長のお考えを伺います。

また、保育士に関しては、阿武町だけではなく、全国的に不足していると聞きました。長く続く少子化も影響しているのではないのでしょうか。全国的に不足している状況から、阿武町を選択してもらうには、ある意味、給与や待遇はキラリと光るもの、就職の決め手が必要ではないのでしょうか。先ほど触れましたが、再開の条件の補足に、再開する場合には有資格者2名が必要とされていますとの一文があります。つまり、休園を解除する再開するには、保育士の確保は必須条件であるということでもあります。

他の市町では、行政区の中に複数の保育園が存在していることで、利用者の増減に対応し、保育士のやりくりもしているように伺います。阿武町には今回の対応で、本園のみとなってしまいます。今後、利用者の増減にどのように対応するおつもりか、町長のお考えを伺います。

今回の件、今すぐには単に休園であるだけと捉えがちですが、10年後の福賀地区、あるいは阿武町にとって大きな問題になります。

お盆に4年ぶりに娘親子が帰郷しました。平成元年生まれですから34歳で

す。当時、同級生が4人でした。彼女が生まれたとき、子どもが少なくなって、学校はいつまであるのかなと夫婦で話し合ったことを懐かしく思います。成長し義務教育を終えて、福賀の地を離れました。その後の福賀地区の子どもたちの生活、学校に関する環境の変化はご承知のとおりです。中学校は閉校しましたが、保育園は分園と名称は変わりましたが、小学校と共に今も変わりなくあります。阿武町の施策として、移住の受け入れを積極的にされた成果だと思えます。このことは高く評価できる部分です。町よりも田舎、密集、賑やかよりも平靜、落ち着いた環境、人の生き方はさまざまであり、価値感もそれぞれに違います。そのことを細切に進めてきたのが、阿武町版空き家バンクに象徴される移住施策であったと感じています。海が好きな人、山が好きな人、家族の健康に配慮し、穏やかに流れる田舎暮らしを選択された方、漁業農業林業に関心を持ち、それを生業として生きていくご家族、多様性のある受入れ環境の整備により、大変多くの移住者がこられて今があるなど、娘の久々の帰郷を機に、感慨深く流れた月日を振り返りました。

これまでは、保育園があったからこそ、学校があったからこそ、移住を決められた方がほとんどであったのではないのでしょうか。これから先も、あるべき公的施設の有無は、移住定住を考える判断材料として、かなり大きなウエイトを占めるのではないかと思います。町長はどのようにお考えでしょうか。

特に小さなお子さん連れのご家族の場合、保育園や学校は不可欠であると考えます。

先般の診療所の件も同様ですが、人が少ないから、利用者が少ないからをいはいはじめると、人口の多い場所に公共の施設を集中していくことになりかねません。せめて10年50年といったスパンで、町のビジョンを描くことが大切だと考えます。さらに宇田郷、奈古、福賀3地区の特性、人柄、地理や環境をその土地土地の魅力を生かした将来ビジョンを持って対応していただきたいと考えます。

今回の件、単に健康福祉課の問題だと処理されるのではなく、幅広くまちづくり全体に関連する問題だと考えて対応をお願いしたいと強く望みます。町長のお考えを伺います。

○議長 只今の7番、市原 旭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 市原議員から、みどり保育園福賀分園の休園についてご質問いただきましたが、論点は大きく8つあるかというふうに思います。

ここでまず、みどり保育園福賀分園の休園について、保護者の方と意見交換をさせていただいた経緯を申し上げたいというふうに思います。

現在、福賀分園には年長の5歳児が2人、年中の4歳児が1人、そして1歳児が2人、合計で5人のお子さんが通っていらっしゃいます。そして、これが

来年度、今の年長さん2人が卒業しますので、その次は5歳児が1人、2歳児が2人の合計3人ということが見込まれております。

さらに、この5歳児1人の保護者の方から、来年度から奈古の本園に通わせたいとの申し出を聞いているところでありまして、そうしますと、来年度福賀分園は2才児が2人のみということが予想されます。

こうした中、現在、福賀分園の人につきましては、発育や集団行動という視点で、週2回はすでに本園において合同保育をしております、実は今年5月ごろに健康福祉課と保育士との間で、分園が2人だけになることが想定される中で、本園の大勢の子どもたちの中で保育する方が、質の高い保育が提供でき、子どもたちの発育にとってもその方がいいのではないかという話が出たようであります。そして、この時点で非公式ではありますが、分園の保護者の方に、本園での保育について意見を伺った経緯がありますが、その時点では、先ほど市原議員が申されましたところでありまして、地域の中で、福賀地域が地域の方々の中で、福賀地域が寂れるというような話になっていくことが容易に想像できるということもありまして、なかなか思いがまとまらなかったというふうな状況であったと聞いています。ご承知のとおり、阿武町においては、お母さん方が仕事に復帰した等の理由があれば、生後8ヶ月から保育園へ預けることができるようにいたしておりますが、実は昨年度、出生した12名の保護者のお母さんに保育士が訪問の際に入園の希望を非公式ではありますが、確認しております、これから年度末までにかけて、0歳児のお子さんが7名が入園を希望されているということがわかりました。ご案内のとおり、現在、0歳児のお子さんを預かる場合、国の基準では園児3人に対して保育士1人を配置することになっておりまして、今後、この7人のお子さんを受け入れるためには、新たに3人の保育士が必要となってまいります。

本園においては、現在の園児に対し、保育士の数はギリギリで、本来、園長は保育には入らず、保育園の統括や内部の事務的な業務に従事させたいわけですが、実質的には、ほぼ毎日園長も保育に入らなければ基準を満たせない状況であります。

また一方で、現在保育士の募集をしておりますが、大変厳しい状況であり、今後、設置基準を満たすことができなければ、待機児童を出すような状況もなりかねません。そして、こうした背景の中で、去る7月13日に、はじめて来年度福賀分園に通うお子さんをお持ちの3世帯の保護者の方にお集まりをいただき、健康福祉課長、担当職員、園長、分園保育士、そして福賀支所長が同席して、現状について説明をし、休園について意見交換をさせていただきました。

そして、その意見交換では、具体的な送迎方法や送迎時間、再開する休園を解いて再開するときの条件等を明らかにしてほしいとの要望が出たところであります。そして、こうしたことを受けて、8月3日に2回目の意見交換を行い

まして、先ほどのことに対しまして、まず送迎については、専用の通園車を用意して、迎えも送りも保育士が同乗して自宅まで送迎するという事、次に時間につきましては、保育時間、送迎時間を含めて最長朝の7時半から夕方5時半までの中で、保護者と協議をして決めるというふうな事、また再開の条件であります。先ほどもありましたが、0歳から1歳の要保育児が3人以上になった場合、あるいは、年齢に関係なく園児が5人以上になった場合との条件を説明したところであり、このことについて、一応のご理解をいただいたと聞いております。

その後、保護者の方に一応の御理解をいただけたというふうなことで、福賀地区の議員さんには地域の重要なことでもありますから、すぐに行って調整をして、翌週の8月9日にそれまでの経緯と状況について、担当課長の方から説明をさせたことは先ほどご案内のとおりであります。

さて、こうした経緯の中で、市原議員の1点目のご質問は、休園について単に結論ありきではなく、まずは話し合いが必要ではということではありますが、質問の中でももう少し多い人数、せめて保護者全員を対象にしなかったのか、とのことについては、まずは当事者である、来年度以降分園に通う園児の保護者の方へ意向を伺い理解を得るというふうなことが最優先であると思ったからであります。なお、地元への説明ということではありますが、今申し上げましたように、該当園児の保護者への説明は行い、一応のご理解をいただいておりますが、このことについては、地域にとっても重要なことでもありますので、その他の保護者を含めて、地域全体への説明会につきましても実施する方向で検討してまいりたいというふうに思います。

次に2点目の、未満時の移動の対策についてであります。現在、本園には宇田郷地区から未満児1人がワゴン車の通園バスで通っています。週2日は、本園分園の合同保育を実施しておりますが、その時には現在も福賀分園から、2名の未満児も通園バスに乗り、本園まですでにきている実態があります。

また、未満児の通園については、これまでも、宇田郷地区からの通園で問題なく対応してきておりますし、車には保育士が必ず同乗した上で、安全については十分配慮することはもちろん、チャイルドシートの着用、園児の置き去り防止装置の設置等の対策もすでに実施しております。

今後、福賀地区からの通園についても、同様の対策をすることはもちろんであり、送迎の際に同乗した保育士が1人1人健康状態、家での様子、園での様子など、お母さんと意思疎通をしっかりと行い、人数が少ないから、また保育士が同乗するからこそ可能なきめ細やかな対応をしていかなければならないというふうに思っておりますし、そのことはできるというふうにも思っております。

冬場の通園であります。通園者には、もちろん4輪駆動の車を配置して、路面の凍結が激しい場合については、登園を中止することなども考えながら、

万全を期していきたいというふうに考えています。

次に3点目の、再開の条件であります。保護者の方から再開の条件を示してほしいということで、0歳から1歳時の要保育士児童が3人以上、また、年齢に関係なく全体で5人以上となった場合と、一応の目安を示させていただきました。また、この人数の根拠は先ほども触れましたが、0歳児を預かる場合の保育士の設置基準が、園児3人に対して1人であるというふうなことがその元になっております。そして、今現在の福賀分園の園児が5名であることから、年齢に関係なく要保育児が5人に戻りましたらという意味合いでの、このような数字を提示させていただいたところでもあります。

ただ、この開園の再開の人数につきましては、これが絶対だということではありませんし、あくまでも目安であり、保護者の方からも柔軟に対応してほしい旨の要望もいただいておりますので、そのときの状況により、判断をすることもあろうかというふうにも思っております。

次に4点目の、もっと早い時期から保育士の確保に向けて動けたのではないかという点であります。市原議員が申されるベビーシッターのような方については、すでに配置をしているところであり、未満時の保育は、保育園の配置基準だけでは目が行き届かないため、資格を持たないパートの方4名にそれぞれ対応もしてもらっております。また、早い時期からの確保という点については、たまたま昨年度において、12人のお子さんが生まれ、保育士が訪問する中で、お母さん方から入園の要望の時期を確認できたわけではありますが、実際には、ご家庭の育児に対する考え方、両親の就労状況、あるいは家族構成等によって、いつの時点で保育園に預けるかということが分からないのが実情でありまして、早い時期の保育士の確保ということにならなかったことはご理解いただきたいというふうに思います。

次に5点目の職員採用の状況、給与の見直し処遇改善についてのご質問であります。本年6月議会において、米津議員への答弁で申し上げましたが、改めて昨年度の採用試験の状況について、その状況を述べたいと思います。

町では、本年4月1日採用にあたり、昨年9月の1回目の試験に始まり、2月まで試験を3回実施し、合計9名の採用内定通知、あるいは採用通知を出しましたが、辞退者が7名ありまして、実質的に2名の採用にとどまったところであります。辞退の理由としては、国や県、他の市の職員に合格した、あるいは会社勤めの方の採用者につきましては、今の職場からさらに好条件で遺留されたなどという理由が聞いているところでもあります。

こうした中、今行っている職員採用試験の状況も申し上げますと、一般職が3人、そして技術職、技術系の土木職が1人、保育士が1人、保健師が1人の募集をしており、これに対する応募者は、一般職が1人、技術職が土木職が2人、保育士が1人、保健師が1人となっております。この17日の日曜

日に一次試験を実施することとしております。

なお、一般職につきましては、定員に満たないために、他の職種の試験等の結果もありますけれども、もしかしてそれが足りないということであれば、他の技術職ももう1回やりますけれども、定員確保に向けて11月末ごろに採用試験の第二次募集、今後の状況によって、昨年度のように三次募集も念頭に置いているところであります。

また、処遇改善等につきましては、阿武町を含む県内6町の様子を聞いてみますと、どの町も、職員採用試験の応募状況は大変厳しいようでありまして、さらに、これに拍車をかけて、若い職員の中途退職にも大変苦労しているようであります。こうした中、県内の一部の町では、職員の初任給を人事院勧告の基準よりアップするというを行っている町もあるようであります。

私といたしましても、少数精鋭で頑張っている職員に対して、初任給のアップや処遇改善をしていきたい気持ちはないわけではありませんが、特に初任給アップについては、これを実施すれば必ず全職員を対象とした、いわゆる在職者調整を伴うわけでありまして、全員に下駄を履かすということになりますけど、将来にわたって多額の人件費の増額が発生をすることになります。

また、こうしたことは、1つ町が上げると他の市町がさらに上げるといった際限のない競争のスパイラルになる恐れがあり、町としては、基本的には給料を含む処遇は従来から国基準できておりまして、このことについては、広い意味で職員の安心感に繋がるものと思っておりますので、これからも、この国基準を基本としていきたいと思っております。

次に6点目の園児の増減について、保育士の人数確保をどう対応していくのかというご質問であります。大きな市町では、複数の保育園を公立で運営していますので、仮にどっかの保育園の園児が減り保育士が余っても、他の不足しているところへ異動するというふうなことで、保育士のやりくりが可能ですが、阿武町においてはそういうことはできません。あるとすれば、できるとすれば、園児が大幅に増えることは考えにくい中で、反対に園児が減った際には、保育士が過去にもありましたけれども、一般事務職員に異動する、園児が増えた場合には、また保育園に戻るといったようなことも、やむなく検討をしていかなければならないかとも思っております。

次に7点目の移住や定住に際して、保育園や学校の有無が判断材料になるのではないかというご指摘であります。確かに、移住や定住を検討される際に、子育て支援対策の充実度や、保育園等の公の施設の有無が判断材料として大きなウェイトを占めることはご指摘のとおりであります。しかしながら、保育園に限っていえば、阿武町から保育園をなくすわけではありませんので、若干遠くはなりますが、ドアツードアの送迎を行うことで補い、本園において、一定程度の人数の中で、質が高く魅力と特色ある保育を提供することで、その点は

カバーできるのではないかというふうに考えています。

最後に8点目の公共施設の存続について、3地区の特性や、将来的なビジョンを持った対応をとということであります。このことについては、私なりに将来ビジョンを描いた中で対応しているつもりであります。ここでは、福賀地区に限って申し上げますと、現在、福賀地区の主な公共施設は、福賀小学校、福賀診療所、いらお苑、林業センター、のうそんセンター、そして今回のみどり保育園福賀分園が主なものと思います。この中で福賀小学校については、これは私は以前から申し上げておるとおりであります。保護者あるいは地域からの統合という要望があるということであれば話は別ですが、私どもの方から統合提案するといった気は全く持っておりません。また、福賀診療所については、現在、阿武町地域医療検討会を設置して、町全体の今後の医療のあり方についてご議論をいただいているところであります。一方で、ご案内のとおり、政井医師が今年度末で65歳の定年を迎えることになり、また本人から健康問題もあり、今後、徐々に診療日数を減らしてもらいたいという意向も聞いておりますので、そういったことも含めて、また検討会の検討の結果を待って、町としての方向性を見出したいと思っております。

なお、林業センターにつきましては、昭和55年建築で、築後44年が経過し、市原議員もご承知のとおり、老朽化も大変激しく進んでおり、また物置場としての利用以外ほとんど利用していない状況でありますので、今後、大きな修繕等の費用が発生するような事態が生じた時点で、機能停止または撤去も視野に入れなければならないというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 7番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 今回の休園措置は、保育士の確保、法的な縛りに対応するためといったことで、やむを得ない措置であったとの説明であったと思います。

ただいまの説明によると、私が誤解をしていた部分も多々あったように思います。私自身、担当課の誠意を持って努力されていることは理解しておりますし、また現実の厳しさも理解しているつもりであります。ですが、このまま公的な機能をどんどん削っていくという方法でよいのかということはずっと心の中に残っています。阿武町は、特に宇田郷や福賀地区は、執行部からもたまに口から出ます限界集落という過疎化が進んでおります。そんなことを今更いわれなくてもというふうにお思いでしょうけれども、質問でも申しましたように、本当に今回長女が誕生して34年経ったんだなと思ひ、その頃本当にこのいつまで学校が残るんだろうかなという不安を持っておりました。妻とここで暮らしていこうと、人もいなくなるということは衰退の一途をたどっていき、いろんなものがなくなるんじゃないかなという不安を持って、女房をここに連

れて帰ってきてしまった私も責任がありますんで、どうにかしてまちづくりに貢献したいなという思い一心でありました。

各種のまちづくり団体に関わりましたし、精いっぱいまちづくりを私なりにしてきたつもりであります。そして今があります。あれから20年30年たちましたけれども、何とか持ちこたえてきているなというふうには思います。

振り返って考えてみれば、あの頃、ハウレンソウの栽培を希望した若い家族が続々ときていたような気がします。あれは偶然だったのでしょうか。町の施策の成果だったのではないかなというふうには僕は思ってたんですが、阿武町の主力はやっぱり1次産業だというふうに思います。農業の好きな人もいれば、漁業といいますか、漁師に憧れる人もいます。さまざまな選択肢が、自然豊かな阿武町にはあると思います。地域それぞれに違った魅力があります。若い家族が住みやすいまちづくりは、町にとってもスパンの長いまちづくりになるんだろうというふうに思います。ここにいますけど、松田議員もそうですが、漁業を志して阿武町に移住されて、地域に根付いて議員活動までされて、最前線でまちづくりをされています。まさに地方にとっても理想的、最高なんじゃないかなというふうに思います。若い人、ご家族での移住、今後もどんどん進めていただきたいなと思います。その結果が、仮に休園が解かれて再開となる、そんな日が1日も早くくればいいなというふうに願いますし、私もそれについては、協力は一切惜しみませんので、町長ここは熱い思いを語っていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長 町長。

○町長 気持ちとしてですね、私も好んで福賀分園を休園したいと思っているわけではもちろんありませんし、先ほど申しましたけども、福賀小学校につきましてもですね、以前から私、申し上げておりますように、これをいずれ例えば廃校にするというふうな考えは全く持ってないということは申し上げておるとおりであります。その中で、やはりいろんな施設あたりがなくなっていくというふうなことについてはですね、それは地域のみなさま方、大変寂しい気持ち、それは痛いほどわかりますし、私も地域におればそういう気持ちになるというふうに思います。このことを否定するものでもありませんし、全く同感であるというふうに思います。ただ一方で、私も町長として責任ある立場で、将来的にも自分の行ために責任を持たなければなりません。それにはやはりですね、例えば今のお二人の子どもさんに、来年もし福賀分園があっても2人になるわけですね、2歳児が2人だけというふうな中で、本当に質の高く、今求められる小さいからといってもですね、みなさん方はその段階からいろんな発育段階でやらなければならない学習、しなければならない学習、学習というかわかりません小さいですから、そのことがあるわけでありまして、それをその2人だけの小さなところで本当にできるのか、安全安心も含め、安全も

含めてですね、今からそこに保育士がいて、当然1人だけじゃ賄えません、先ほど申したとおりであります、そうした中で続けていくということが、本当に許されるのかどうなのか総合的にですね、そういうふうなことを考えたときに、本当に苦渋の決断でありますし、だからこそ2人の保護者の方にお話を聞いて、心の内を聞かされたわけでもあります。そうした中で、本人さんたちは、私が先ほど申しましたような気持ちはある、がしかし、地域の方々は地域が寂れるというふうなことの原因を作ったといういい方をされるというふうなことが、されたくないということですよ、その中で逡巡されておられたわけでもあります。

しかし大事なのは、やっぱりその子どもなんですよ、基本は、地域の方々がそのことを将来にわたって、みんな責任を持っていけるのか、それを問われたときにみなさんがどうお考えになるのか、ということに尽きると私は思うわけです。やはり、その子どもたち保育士あたりから見ても、やはり一定程度の人数の中で、子育てっていうか、そういう保育をした方がいいと思うというふうな意見も聞いておるわけでありまして、やはりそこが一番基本、根本だと私は思います。ですから、そういった意味で今回ご提案をさせていただいた、これも私の苦渋の提案です、本当に喜んでやっているわけでもありませんが、しかしながら、全体を考えたときには、これもやむを得ることかなというふうなことで、苦渋の選択をし、苦渋の提案をさせていただいておるところであります。

話は変わりますが、先ほどのハウレンソウではありませんが、考えてみれば、ハウレンソウを阿武町にはじめたところに、私もちょうど担当の、今でいう農林水産課、昔経済課におりまして、まだまだ走りの西村さんの家へ行ってですね、まだまだ施設が足りないからハウスを増やすであるとか、貯水槽を設けてですね、水をやるための施設をつくるであるとか、いろんなことをやらせていただきました。確かにその当時はですね、阿武町の戦略作物をどうやって作るんだというふうなことですね、ハウレンソウと当時はまだまだスイカも入ってきたばかり、ハウレンソウもやりはじめばかり、それまで稲作1本であったけれども、今からこれでは立ちゆかないということで、何かそういうものを作っていかなきゃならないというふうなことで、福賀ではスイカとハウレンソウ、梨は既にありましたけど、スイカとハウレンソウを新しく手掛けてですね、そのために技術も今から必要であるというふうなこと、そして、そういったことをやっている人がいないで、他所からも人が移住したりしてきてくれたというふうな経緯もありました。

やはり移住施策というのは、いろんな意味で定住対策の何とか奨励金を出すとかですね、そういったことだけじゃなしに、やっぱりその町全体の活力、特に雇用の場、就労の場、所得を得る場、これを設けることが基本だというふう

に私は思います。まさにそのとおりだというふうに思います。ですから、今からもしっかりと農業、第一次産業、これもしっかりと進めていきたいというふうに思いますし、また並行してAFPあぶファクトリーパークあたりをですね、しっかり今のうちに作っておいて、今度は就労の場もしっかり作った中で、子育て支援もしっかり行いながら、まちの移住定住対策を進める中で、人口減少をいかに食い止めていくかということについて、努力をしていきたいというふうに思っておるところであります。

ちょっと答えが散漫になりましたけれども、気持ちとしてはですね、決して喜んでやっていることではないというふうなことだけのご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長 7番、再々質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 保育園の再開が長引けば長引くほど、人口減の負のスパイラルは福賀地区だけのこともかもしれませんけれども、負のスパイラルがますます進んでいくようにも思います。

私は、今まで何度もいってますけれども、人口減の負のスパイラルを止めるためには、事業継承、あるいは一次産業の法人化っていうのをますます進めていくべきだろうというふうに思っています。それは現状を残しつつ、なおかつ、雇用を拡大するということにも繋がっていくように思います。そして、それを行政が住民に促していくっていうことは、多少その方向性がブレルかもしれませんが、リーダーが1人いるっていうことは、何分にも強いことで、個人が思ってくれていうんじゃないなくて、町としてこういうふうに方向性を持ってやってきてるんだっていう示していく何か、リーダーシップをとってくれる方を何か待ってるんじゃないかなと思うようなところも僕も感じるんですね。そういうことによって、また新しい方が就職してってというか、仕事を見つけて、ここにきてくれるんじゃないかなと思いますんで、ぜひとも事業継承、一次産業の法人化というのは進めていただきたいなと思います。

先ほど、スイカがよくできた年ですよっていわれましたけれども、そのスイカ部会ですら、もう片手に届く農家しかいません。実際、白菜の農家は白松君とかとうとういなくなってしまいました。そういった現実が目の前にあるのですね、それは本当に事業継承していかないと、農業というただ本当に農家というただ1つの農家、それだけかもしれませんが、それらが重ねていって、モザイクのようにまちづくりができてるんだというところは、もう一度原点で考えていただきたいなと思います。

ちょっともう時間がないので2つ目は諦めますね。そういうことで、町長、長くて結構ですので。

○議長 町長。

○町長 本当におっしゃるとおりであります、今、特に法人化というふうなことについては、もうずいぶんと前から取り組んで 20 数年前から取り組んで、今ほとんどの多くの部分が法人の方に集約されたところであります。

ただ、今このままの状況の中でおれば、今の状況で何が最大の課題かというのは、農業において、米、いまだに米に集中しておる、ここが最大の問題であります。これが土地利用型農業といいますけれども、その土地利用型農業と集約型農業と2つあると思えますが、土地利用型農業から脱却したいというふうなことで、これも前申し上げましたが、私がうもれ木の郷に大きく関与した、設立に関与したときに、逆定年制という言葉を使ってましたけども、自分の造語ですけど、それは何かというと、米は、ちょっと言い方悪いですよ、あまり儲からないわけです。当時1俵が2万4,000円ぐらいしてましたが今1万ちょい、半分以下での値段で経費は同じくらいかかります、今からなお経費がかかります、売値は上がりません、もしかしたら赤字になるかもしれない。そんな状況の中で、私その時逆定年制といったのは、宇生賀のうもれ木の郷を作るときにいったのは、儲からんところは、これも言葉悪いですけど、もう第一線を退いたお年寄りに任しましよ、儲からないところは、儲かるのは集約的農業だから、それを周辺部の水はけのよいところに配置して、ということでハウレンソウが何十棟とハウスがありますが、それを設置したんですね、水はけのよいところに、それがなぜできたかというのは、うもれ木の郷という法人ができて、土地利用が法人の中で自由にできるようになった。本当はここが借りたいけれども、ここ行くためにはこの人の了解がなきゃいけない、ここもだという話になるとできませんそういうこと。ですから一本化することによって、法人がいいよということであれば、ここでやりなさいと、法人がいいですよといったらどこでもできる、そこで、若い人は集約的な農業をして儲けのいいところは若い人やってくれと、それであれば、これだけは全部田んぼだったらすね、例えば1人あたりは何ぼかはわかりませんが、10haとか20haとかいわれてますけども、例えば、機械化して1人が20ヘクタールあれば、うもれ木の郷があそこ84ha耕作していると思えますけど、まあ100ヘクタールとして、5人おったらいいんですよ、5人おったらこの農業は完了するんです。極端にいったら5人しかいらんんですよ、人が、ということは、他に職を得るすべがありませんから出ていくということですよ。それを避けたいからあえて1つの法人に1つにして、土地利用を自分たちで自由にできるようにして、周辺部の水はけのよいところにハウスを設置してある、あれがああとき20何年前に全部田んぼでやりましょよっていう話をしていたら、今、何人あそこに職を得ていたか、そういう話なんですよ。

ですからそこらのですね、我々も農業をやるときに、もう土地利用型農業と

いうのは限界があります、アメリカでもありませんし、ウクライナでもありません、広大なところでですね、大型コンバイン回してやるようなことはできないわけです、北海道ではないわけです。ところが、当時私これまたいつてましたけども、これまた言葉悪いですけど、当時の農水省の官僚の方々は、ヨーロッパの広大な農業、アメリカの広大な農業に視察に行かれるわけですよ。そしてそれを見てですね、これは素晴らしいと、こうなるわけです。そこに洗脳されて、日本にもこういった農業ができないかということをやりたいとなる、それを日本に持ってこようとする。全然違うんです、考え方がそれじゃいけない、逆でなければ、それを我々いろいろやってきたけれども、一時的にはそれで何とかあった面もありますけども、やはり今からもですね、そういう日本に、あるいはこの山口県阿武町にあるべき農業の姿というのは、そういうふうなことも考えた中でやっていかなきゃならないというふうに本当に思います。ですから、今提案のありましたように、今から農業も水産業も第1次産業、大事な産業でありますから、もう1回1からですね、しっかりとこの振興については考えていきたいというふうにも思いますし、そういった考え方について、本当に担当の職員あたりが大きなビジョンを持ってやっているのかなというふうなことになると思いますと、必ずしもそうでもないのかなというふうなことも感じるころもありますから、私もその辺のことについては、今からも職員にしっかりと勉強させ、そしてそういった根本的な物の考え方というのをしっかりと植え付けていくというふうなことも進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長 7番、市原議員、2項目目の質問はもう時間がありませんが、どうされますか。

○7番 市原 旭 次回にまわします。

○議長 それでは、2項目目の質問は次の回に回すということで、市原議員の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩開始／10時20分 会議再開／10時30分

○議長 それでは休憩を閉じて、一般質問を続行します。続きまして、2番、上村萌那君、ご登壇ください。

○2番 上村萌那 上村でございます。通告に従いまして質問をはじめます。

野良猫への対応について伺います。阿武町の防災無線では、猫の餌やりについて、定期的に放送がされています。役場にも苦情が寄せられていると思いますし、我々議員にも地域の困り事として、猫に関する諸問題について、ご意見やご相談をいただいている状況です。

令和2年6月1日から動物愛護管理法が改正され、自治体は、所有者不明の

犬猫の引き取りに関して、周辺的生活環境が損なわれる恐れがないと判断した場合は、引き取り拒否ができるようになりました。

犬であれば、狂犬病予防法もあり、飼い主が十分に管理している状態である、あるいは野良犬であれば、狂犬病の恐れがあることを理由に、保健所への引き渡しができます。一方、猫は所有者不明の個体も多く、捕獲困難で繁殖を繰り返しています。現在、町民からの苦情を受け、防災無線により、野良猫の餌やりに関する放送がされていますが、担当課への苦情の状況と対応について、現在どのようになっているかお尋ねいたします。

また、町内にはTNRトラップ・ニューター・リターン、こちらは、捕まえる、そして去勢避妊させて返すといった活動と呼ばれる、野良猫を捕獲し、去勢避妊手術を受けさせ、地域に返すという活動を、自費で行われている方がいらっしゃいます。私の知る範囲ですが、奈古地区、宇田郷地区にいらっしゃいます。

オス猫の去勢には5,000円、メス猫の避妊には2万円程度かかり、これまでに1人で20匹以上の猫にTNR活動を行われた方もいらっしゃると伺っております。この活動の浸透は、地域全体のメリットに繋がると考えております。猫は1年間に2～4回出産し、1回の出産で4～8匹の子猫を産むといわれており、しかも生まれた子猫は、半年ほどで子どもを産めるほどに成長します。

1匹のメス猫がたった1年で数十匹に増えてしまう可能性があり、放っておくと猫はどんどん繁殖し、増え続けてしまいます。その結果、発情期の鳴き声や喧嘩、ゴミを荒らすなどのトラブルが起こります。TNR活動はそのような苦情を減らし、地域の環境作りにも一定の効果をもたらすのではないのでしょうか。

県内各市町では、飼い主のいない猫への不妊去勢手術への支援制度を、自治体独自に設けているところもあります。長門市では、昨年度から事業が開始され、好調な実績状況であると伺っております。また、萩市では当初予算以上に申請があり、対応しているとのこと。猫の餌やりへの注意も必要ですが、地域のためには、猫の数を増やさないような対応策が必要です。

阿武町で現在、個人の自費で活動されている方々への支援ができないか、お尋ねいたします。以上2点について、町長の答弁をお願いいたします。

○議長 只今の2番、上村萌那君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 上村議員の野良猫への対応についてであります。内容として2つあるというふうに思います。

最初に1点目の、野良猫の苦情の状況とその対応についてであります。苦情や相談につきましては、令和3年度以降で申し上げますと、令和3年度に2件、4年度に1件、5年度に入って現在3件の苦情や相談があります。

また、その内容につきましては、子猫の引き取りに関するものが4件、それ

から、家の敷地や畑などで糞尿するというふうな被害、これが2件となっています。ただ私は、野良猫の糞尿被害につきましては、役場への苦情や相談として表面化したのは、まさに氷山の一角であり、被害があつて不愉快な思いをしても、近所付き合い等の悪化を恐れて口に出せずに我慢している潜在的なケースも、想像以上に多いのではないかというふうに推測をしております。

上村議員もご指摘のとおり、本当の意味のいわゆる野良猫や、一方で、餌はやるけど飼い猫ではないという、いわゆる地域猫については、現在保健所でも周辺的生活環境を大きく損ねるような場合以外は、原則として引き取ってくれません。したがって、苦情や相談への対応については、例えば先ほどの子猫の引き取りについては、相談があつた時点で、町から保健所へとりあえず状況を説明しますが、現地に行って状況確認の上で引き取ってもらえたケースもありますが、相談の段階で断られたケース、また、現地へいったみたけれども、該当する猫はいなかったというふうなケースなど、いろいろケースがあります。

次に糞尿の被害であります。これについては、飼い猫とも思われるけども、飼い主がわからないというふうなために、無線放送による周知に止めざるを得なかったケースもあれば、飼い主が分かったケースでは、職員が飼い主のお宅に訪問して、注意をさせていただいたというふうなケースもあります。

次に2点目の、TNR、トラップ・ニューター・リターンへの支援であります。野良猫を捕獲して、去勢避妊の手術を受けさせて地域に返す、このTNRであります。上村議員が紹介されましたように、この活動をされている方が町内に複数人おられるということにつきましては、正直存じ上げておりませんでした。こうした飼い主がいない猫への不妊処置支援制度については、県内の状況を調べてみますと、9市町で9つの市町で個人や動物愛護団体への支援制度があるようでありまして、さらに飼い猫への支援制度も含めていくと、11市町が支援制度を設けているようでありまして、補助額につきましては、ほとんどの市町がオスが5,000円でメスが1万円というふうな形をとっております。

こうした中、阿武町でも同様の支援制度を導入してはとのご提案であります。まずは後ほどでよろしゅうございますが、上村議員がご承知の、町内でTNR活動されている方をご紹介いただきまして、その方から、これまでの活動の内容や、町内野良猫等の状況をお聞きし、また制度の有用性についてもご意見を伺った上で、すでに実施している市町等についても制度の効果について提案等も確認した上で、検討してまいりたいというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 2番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 今、町長より前向きなご回答いただき、ありがとうございます。一応検討していただけるということですね、助成の対象についてなんですが、萩市では猫を保護するスペースなど一定の条件を満たし、さらに保健所で認められた団体のみが対象となっております。それで、個人での利用はちょっと難しいということでした。長門市では、任意団体の他にも個人での利用がしやすいように、市長の認める個人団体として、長門市に居住している、市税等を滞納していないなどの基本的な要件のみで、施設の設備の規定や保健所の認定は求めているそうです。

人口規模の小さい阿武町では、助成金の対象数も少なくなるかと思っておりますので、町民個人の方でも利用しやすい条件設定が必要と考えております。ぜひとも使いやすいものにしていただきたいと思います。

それとですね、効果についてもですね、猫を捕獲して不妊去勢手術を受けさせたとしてもですね、猫の繁殖力っていうのがかなりのスピードだということを知っておりまして、ある程度、何年か3年4年5年とかいうスパンで、少しずつ効果が見えてくるものではないかというようなお話も伺っておりますので、ぜひちょっと最短でも5年間ぐらい、1～2年助成をやって野良猫がすごく減ったかという、そうではないのかもしれないと私は考えておりますので、ぜひとも少し長期的な施策としてですね、考えていただければと思います。以上です。

○議長 町長。

○町長 状況等につきましては、一部についてお知らせをいただきましたし、また私どもの方でもですね、よく調べてみたいというふうに思います。

ただ野良猫いうのも、いろいろ本当、先ほどの本当の野良猫というやつと、野良猫は野良猫でしょうけども、それに餌付けをするという、いわゆる地域猫といふうでしょうかね、そういう無線でもいっておりますけれども、そういうことはやめてくださいと、そのことが野良猫を増やしていく新たな原因にもなるというふうなことであります。

野良猫の被害というのは、本来的に野良猫ですから、その飼育者というのはいないわけですが、飼育者と思われる方がいる場合が結構あるわけで、さっきの地域猫じゃないですが、餌をやる猫、それを問い合わせると、いやあ、あれは野良猫であって、餌もやってませんというふうな話をよく聞くんですけども、でも餌をやってますよね、みたいなのがいっぱいあるんですけども、やっぱり、そのところは大きな問題があるかなあというふうに思いますから、1つその避妊手術とかいうふうなことは、これまた考えていかなきゃならないけれども、やっぱりそういったことが、多分その方たちはなんていうんですかね、どれだけ地域の人たちに被害を与えているか、というふうなことがわかっていてもわからないっていう、気にしていることは聞こえるけども、気にして

ないことは聞こえないというふうなことと同じことがいえると思うんですけども、理解が薄いのではないかなというふうに思います。ですから、そこら辺の啓発も並行してやりながら、そして今の運動、避妊手術の助成等につきましても、今いうようにそういった動物保護団体というふうなものが、組織があるところはそれを使う場合、そしてまた、個人がまさか自分宅の猫の避妊手術は、当然自分でやって当然の話でありますけれども、それに補助するというふうなことはちょっと考えにくいと私は思いますけども、地域の猫が、被害を与えようような猫を捕まえてきて、地域のためにこれに避妊手術を加えるというふうな、そういう慈善的な善意の活動されている方については、それはそれとして、そういったことで、その運動を支援していくというふうなことは、決して悪いことではないというふうに思います。現に被害を受けていらっしゃる方が、私はたくさんいると思いますので、そこの辺の方々へ対する救済にも繋がっていくのかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、しっかりと調べさせていただいて、そして、町内の活動していらっしゃる方にもそのことについていろいろお聞きしながら、検討していきたいと、そういうふうなことであります。以上です。

○議長 2番、再々質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「ありません」という声あり。)

○議長 それでは、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○2番 上村萌那 それでは2項目目の質問に移りたいと思います。

道の駅阿武町を核とした、地域内経済循環の実現について伺います。

道の駅阿武町は登録から30年を迎え、8月20日には記念式典および記念イベントが盛大に開催されました。本町の玄関口であり、大きな市場となっている道の駅阿武町は、新鮮な魚を中心とした地元食材を求め、県内の山陽側はもとより、県外からも買い物客を集める人気の道の駅であります。

阿武町では、第7次阿武町総合計画および阿武町過疎地域実現的発展計画において、道の駅阿武町を核とした、地域内経済循環の実現を目指しています。

これは道の駅を中心に、町外からの観光客による消費だけでなく、町内で生産されたものが道の駅を通じて、町内の人で消費され、地域内で循環されるということです。この地域内経済循環の実現に向けて、1点目に、現在の道の駅阿武町における地域住民の利用率、また売上における地域製品の割合についてお尋ねいたします。

2点目に、阿武町過疎地域持続的発展計画の中で、道の駅や生産者と連携した多彩な販促イベントや交流イベント、ふるさと寄附やネット販売など、新たな顧客層の開拓を促進するとともに、情報発信やイベント等により、一次製品の付加価値を高めるとありますが、このような事業に向けた生産者との意見交換はどの程度行われているのか伺います。

特に現在、道の駅阿武町に隣接するABUキャンプフィールドを中心とした、まちの縁側事業がはじまり進んでいく中で、第三セクターである株式会社あぶクリエイションと生産者との相互の情報交換はもちろんです。設置者である阿武町が目指す方向性を生産者のみなさんと共有していくことで、道の駅阿武町のブランディングや商品の高付加価値に繋がっていくのではないかと考えますが、いかがでしょうか。以上2点を町長にお尋ねいたします。

○議長 只今の2番、上村萌那君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 道の駅阿武町を核とした地域内経済循環の実現について、2点のご質問をいただきました。

まず1点目の、道の駅の地域住民の利用率、売上における地域産品の割合についてであります。まず、令和4年度における道の駅阿武町の状況であります。直売所の客数であります。レジ数で18万4,299人ということになっておりまして、これの町内町外の内訳につきましても、なかなか把握する手段がありませんので、ここでは申し上げませんが、参考としてポイントカードを発行しておりますので、その割合で申しますと、町内が15%、町外が85%ぐらいとなっております。

次に、売上における地域産品の割合であります。直売所のレジと連動して、生産者別の売上がわかる産直ナビシステムがありますので、その数字をもとに項目別に町内町外の割合を申し上げます。まず鮮魚につきましても、総売り上げが1億1,937万円あります。このうち6,011万円、率にして50.4%が町内で、残り5,926万円、率にして49.6%が町外の生産者に係るものというふうになっています。なお、今申しましたもののうち、鮮魚につきましても、一部宇田郷定置網さんが品揃えのために、萩市の仲卸さんを通じて納入することがあるわけですが、これについては、今の数字の中では、町外として申し上げます。

次に野菜であります。総売り上げが2,514万円、このうち町内が1,802万円、71.7%、町外が712万円、28.3%となっております。

次に果物につきましても、総売り上げが2,432万円、うち町内が1,874万円、77.1%、町外が558万円、22.9%です。

次に精肉類であります。総売り上げが1,376万円、うち町内が328万円、23.8%、町外産が1,048万円、76.2%となっております。

次に加工品でございます。総売り上げが1億2,723万円、うち町内が3,834万円、30.1%、町外が8,889万円、69.9%となっております。

そして、その他の雑品目の売り上げであります。あわせて2,537万円、このうち町内産が925万円、36.5%、町外関係が1,612万円、63.5%となっております。そして、これらを全てを合計した全体では、総売り上げが3億3,519

万円のうち、町内に関するものが1億4,773万円で44.1%、町外のものが1億8,746万円で55.9%というのが実情であります。

次に2点目の、生産者との意見交換はどの程度行われているかということですが、従前、野菜や果物の出荷者との出荷者協議会というものを行っておりましたが、新型コロナの発生の後にはあまり行われていないようであります。一方で、6月に設立された一般社団法人あぶナビにおきましては、町内産の野菜果物を、特にその中でも葉物やB品を加工品として活用するために、生産者と協議の場を持つておるようでありまして、一例を申し上げますと、昨年ABUキャンプフィールドとの絡みの中で、特産品のキウイと下関の老舗の専門メーカーとのコラボ商品として、アウトドアでのバーベキューなどに使うキウイソースを開発して、森里海の恵みシリーズの商品として、道の駅やキャンプフィールドの売れ筋の特産品となるなど、好循環も生まれているようであります。なお、このソースは、福賀にありますEGF阿武工場事業所のカット野菜も使われているということも聞いております。

ただ、道の駅と生産者の情報交換ということで申しますと、先ほど申し上げた産直ナビは、道の駅での売上データを生産者にメールでお知らせしているところでもあります。どうしても旬の農産物には偏りが生じてまいります。

したがって、今後は、お客さんのニーズに沿った生産物の計画的栽培出荷をより一層促進し、また、近郷の良品を加えたラインナップの充実も、重要な課題であるというふうに思っております。

阿武町は海あり山あり、地形、自然、土壌、気候に恵まれた中で、一次産業を基幹産業とする森里海で生きる町であります。

また、道の駅阿武町は、朝採れの鮮魚、野菜や果物、無角和牛、加工品など、そのクオリティは現時点でも消費者から高い評価を得ているところであります。

上村議員ご指摘のように、生産者との情報交換、また、消費者とのニーズ把握、また、付加価値向上など、今後一層の改善に努め、阿武町に生きる生産者もよし、そして、阿武町の森里海の恵みを町内外の多くの人に喜んでいただいて消費者もよし、というふうな道の駅になるようにしっかりと指導してまいりたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 2番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 先日の登録30年の記念式典で、国交省OBの大石久和氏からごあいさつをいただいた際にですね、道の駅は道路を利用する方と地元の方との交流の場であるというようなことをいわれました。

そのときに私はですね、道の駅阿武町はもともと温泉の施設もありましたし、現在キャンプ場の設置で、利用者の滞在時間が延び、まさに交流場所としての

機能を果たす理想的な道の駅であると再認識したところであります。

現在ですね、今、地元の割合を聞きまして、町内産品の割合は比較的高いのかなというイメージがあります。私もですね、道の駅で野菜や果物を見ることはありますけれども、ほとんどが阿武町産のものであるなど私も思っております。一方で、町内の消費者、こちらは今 15%程度ということですね、町内産品は比較的多く取り扱っているけれども、町内の人に道の駅にきていただいて購入していただくということですね、こういった施策が必要なのかなということで、何か具体的なお考えがあれば、お伺いしたいなというところとですね。

道の駅はですね、交流人口関係人口を増やし、地域の活性化はもちろんのこと、移住定住にも繋がる大事な拠点であると考えております。この地域内経済循環の実現や、他にもまちの縁側事業など、いろいろな阿武町を代表する、さまざまな施策で、道の駅阿武町が鍵になってくるのですけれども、一方で、第三セクターとして、運営に関して、道の駅阿武町と一定の距離をとっていくことも必要ではないかというようなご意見もいただいております。

今ですね、町内の出品されている方からですね、もっと町長と具体的に意見交換をしたいというお声もいただいている一方で、そこに町長まできていただいて、阿武町からですね副町長が社長として、あぶクリエイションの社長というふうに副町長をおいていますので、そこで町とあぶクリエイションの繋がりはできているわけで、副長の方からですね、生産者の方と意見交換すればいいのではないかというような2つのご意見をいただいておりますが、町とあぶクリエイションの関係について、町長の方はどのようにお考えか、伺いたいと思います。

○議長 町長。

○町長 まず、出荷者としての阿武町の産品の割合と、消費者としての割合がアンバランスということではありますが、最大の原因は、取り揃えている商品の最大のものが魚だということにあるというふうに思います。魚は、町内の方が何千万円も買うような状況にはないというふうに思いますから、多くのものは、朝の10時のあそこに列で並ばれるわけではありますが、あのときにほとんどが、ほとんどといたしませんけれども、多くの部分が売れていく、それはほとんどの方が町外の方でありまして、町内の方はあんまりあそこには並ばない、それが、その山が過ぎた後にですね、ピークが過ぎた後に1日かけて町内の方は買われる場合が多いというふうに思っておりますので、ここのところは致し方がないのかなあというふうには思っておりますが、町内利用者の促進につきましては、いろいろ工夫を加えながらやっていかなきゃならないなというふうなことは思っております。

そして、もう1個、いろいろな道の駅のもろもろのやり方、そして従業員の方々の想い、出荷者の方々の想い、それも物によって農産物を出荷される方の

想い、もっといえば、奈古から出荷される方の想い、福賀から出荷される方の想い、宇田から出荷される方の想い、多分若干の違いがある、集荷の方法とかですね、いろいろあるというふうに思っておりますし、これは魚の出荷についても同じでありましょうし、加工品についても、いろいろ人それぞれに出荷者についての想いもあるだろうというふうに思います。自分と競合する商品が、例えば町外の方が出品されておれば、一般的に人情的にですね、何で町内を優先しないのよというふうな話が出る、これまた人情としてわかる話であります。それで本当に品揃えとして、お店としての品揃えが間に合うのかなというふうになりますと、やっぱり一定程度の物は町外からも引っ張ってきて、この1つのお店として、成り立つような品揃えをしていかなきゃならない。物があるときにはなくてもいいけども、物ないときにはやっぱり他所からも入れて品揃えをしていく、これはお店として当然あるべき姿、でないとな成り立っていないわけでありますから、店が存続する上で当然必要なことでありますので、そういったもろもろなことで、今の利用率、生産者のシェア、あるいは利用者のシェアというのが変わってくるというふうに思います。

そして、最終的に、今そういったことも含めた、いろいろな方々がいろんなご意見を持っていらっしゃるというふうに思いますし、それは第三セクターであるあぶクリエイションというものに対する、その会社に対する想いというもの、設置者である阿武町に対する想いとは、若干、想いを覚えていらっしゃる方の向いている方向が違うというふうに思いますから、何処と意見交換をしたらいいのかというふうなことになると思いますが、多分ですね、今2つあると思うんですよね、まさにそこに生産者が出荷しておる出荷者の方たちの想いというのはまたお店に対する想い、こうあってほしいというふうな想いと、生産者の方々は、売り方とかなんとかいうのもありますし、元々のその田中栄治さんがいわれ、大石さんがいわれておるような地域連携機能というふうな中でのこの道の駅の在り様の想い、これはまたちょっと次元の違う話だというふうに私は思いますけれども、今、一義的には私はあそこでの販売とか何とかの話は、あぶクリエイションの方のお話として、それはみなさま方に上げていただきたいというふうな思いがありますので、そこは生産者との話し合いをするトップは社長だというふうに思います。

そして、もっと違う次元でこの道の駅の在り様であったり、そうしたものに対する想いは、まさに設置者である町長とそういう意見交換をするというふうなこともあるかなというふうに思います。話はいいけども、どうやってその場をつくるんだというふうな話になると、今の社長との話は、あぶクリエイションの中で、今ちょっと頓挫しておるような状況で、昔は生産者とのいろんな意見交換の場をやりよったわけですから、そういったものを、今止まっているやつをもう1回復活して、何がしかの形で続けていく必要があるんじゃないかな

と思いますし、じゃあ設置者に対する道の駅の在り様に対するご意見というのは、例えば、そういう意見交換会をしましょうというたって、ちょっとこれはちょっとなんとなくやりにくい、やりにくいというか設置しにくいなというふうな思いがありますから、まさにこういったことについては、例えば、まちづくり懇談会であるとか、そういった場でぜひ意見を、直接お話を聞いても別に構わないんですけども、あえてそういうふうな何とか協議会じゃないけど、そういう何とか懇談会みたいなもの作ってですね、やるようなちょっと性質のものでもないような気もしておりますから、くれぐれも申し上げますように、あそこの生産、あるいは消費現場に関することについては、あぶクリエイションの中で話していただいて、道の駅の在り様、全体の設置者に対する要望等については、いろんな機会をとらえながら、私の方の耳に聞こえるようにしていただけたらいいなというふうな、そんな感じです。以上です。

○議長 2番、再々質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 今ですね、町長の方から生産者の意見交換等はあぶクリエイション方で、町の方針について、これはまちづくり懇談会等でお伺いしたいというお話をいただきました。

それですね、今コロナで少しちょっと生産者さんとの話がちょっとできていない状況だということだったんですけども、やっぱり私もですね、たまにあぶナビの方とお話して、キャンプの方の状況がどうかとか、どういったお客さんが多いかとかですね、どういった消費動向かというようなお話をさせていただくこともありますけど、例えば、こういうお客さんが多いですよというお話を聞けば、じゃあこういった商品を出してみようとかですね、こういった売り方ができるかもしれないというような発展にもなると思いますし、先ほど町長がいわれた品揃えに関してもですね、阿武町の出品されている方はですね、やっぱり阿武町を優先してほしいってお気持ちもあると思うんですけども、やはり品揃えという点でですね、こういう方針でやっていますというようなことをですね、やはり考えを共有していくということで、もっとよりよい道の駅になっていくのかなということも考えておりますので、今年が30年の記念ということですので、ぜひ、あぶクリエイションと生産者の方との話し合いでも私はもちろん結構だと思っておりますので、ぜひ、積極的な情報交換をしていただいて、お互い意見をすり合わせていく、意見を共通の意識を持っていくということですね、ますます道の駅が発展していけばいいと考えております。これはちょっと質問ではないですけど、以上で終わらせていただきます。

○議長 町長。

○町長 ありがとうございます。本当に建設的なご意見をいただきました。ま

さに、想いはいくらあっても伝わらなければ意味がないというふうなことでありますから、やはり、あそこに道の駅を1つの核として、この町を、みなさんの想いはこの町をよくしていこうということに尽きるわけでありますから、ぜひ、そういった場をあぶクリエイションの方も作ってもらうように私の方も声をかけますし、また、その中で出てきたものについて、例えば、あぶクリエイションだけでクリアできないものももしかしたらあるかもしれませんけれども、そういった場合については、町の方がそこに対して支援するというふうなこともあるかもしれません。

いずれにしてもですね、とにかくいろんな形で話し合いをする、協議の場を設ける、その中で1つ方向をみんなが1つ方向を共通認識を持つ、そしてその共通認識に基づいて、1つ方向に向いて行動する、していくというふうなこと、本当に大事なことだというふうに思いますから、ぜひ、そのような方向で進めさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長 これをもって、2番、上村萌那君の一般質問を終わります。

○議長 それでは次に、4番、西村容子君、ご登壇ください。

○4番 西村容子 4番、西村容子、それでは通告に従いまして質問いたします。

自治会統合について、さて、阿武町は平成21年度に、駐在員制度は今後高齢化で役員をする人がいなくなり、まして小集落は運営が厳しくなるとの説明のもと自治会制度に移行しました。特に統合した集落は、その間数回の話し合いや検討を重ね、そして統合の運びとなったのではないのでしょうか。

令和3年第6回定例議会の質問の中に、56の集落が43の自治会にいたっていると伺っております。その当時、福賀地区においては、統合への働きかけをされ、問題提起をし、意見交換等をされていました。しかしながら、市町村合併と同じで、強権的には向けられないとの回答でした。

思い起こせば、宇田中央自治会は1年遅れで平成22年の発足で、宇田郷地区は12集落から4自治会へと足並みが揃いました。そしてこの近年、コロナ禍の時代で行事等ができませんでしたが、連絡は取り合いながら、情報などを共有していたと思います。

また、地区として年数回の議員自治会長会議も同じく、地域全体のいろいろな問題などの検討をし、和やかな話題となり、本当に話し合いは大事だと思います。

先日の盆踊り大会も少し雨模様でしたが、4自治会長の話し合いのもと、飲食を控えての久しぶりの盆踊り大会となりました。帰省の方との出会いで、笑顔がたくさん見えたと思います。ある自治会長さんからは、参加者から今年行事をして良かった、あまりあけるといろいろな準備など忘れてしまうとのことでした。まさに伝承と地域愛だなと思います。また、来年も準備をする気持ちがあ

いてきたのではないのでしょうか。

さて、自治会発足当時、平成21年7月末日の人口は3,966人、高齢化率は3月末日43.8%、令和5年7月末日の人口は3,049人、高齢化率は7月末日51.36%です。人口は917人の減少、高齢化率は7.56%の上昇となっております。

そこで、阿武町は定住促進対策を推進されている状況の中、私は移住された方には徐々に地域のお手伝いをお願いし、意見を聞くことも大事かと思えます。しかしながら、あまり無理強いはできないとも思えます。長い暮らしの中に、昔からの考えを変えないことで、多々トラブルが起こることもあります。お互いが譲り合うことも大切ではないのでしょうか。ますます人口減少、高齢化が加速している状況の中、ぜひ自治会の統合を早急に推進し、なお一層の充実をめざすことをお願いしたいと思います。

- ① 直近の統合自治会はどこでしょうか。
- ② 相変わらず小集落の役員はずっとしなくてはならない、交代する人がいないなどと聞いておりますが、統合がますます厳しくなるのではないのでしょうか。
- ③ はじめての惣郷の盆踊り大会に参加させていただき、みなさんの表情がとても良かったと思えます。コロナ禍の前より参加者が相当少なかったとお聞きしました。この間、いろんな行事ができなく参加者も減少したと思えます。今後の取り組みも、しばらくこのような形になるのではないのでしょうか。しかし、地域の伝統行事と交流の場は、ぜひ小人数であろうと継続することが大切と思えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、3点、町長の答弁を求めます。

○議長 只今の4番、西村容子君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 西村議員から、自治会統合について3点のご質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

はじめに、1点目の、直近の統合自治会についてであります。西村議員ご指摘のとおり、主に平成21年度から22年度にかけて、阿武町では自治会統合がなされました。ここで自治会統合の経緯を、単独町政をはじめた初期の平成18年度にさかのぼって申し上げますと、実は当時、私は企画課長と総務課長というものを兼務する時期がありましたが、私の方から指示をして、今思えば、よくあれだけ全職員が、真剣に時間外の多くの時間を費やして、また熱い議論を重ねてくれたと思っておりますが、過疎化少子化高齢化が進む中で、この町のあるいは行政のあり方がこのままでいいのか、行政はそもそも誰のためにあるのか、職員はそもそもどういった使命を果たさなければならないのか、というような、当時はそもそもプロジェクト、あるいはそもそも運動とっております。

ましたが、ある意味青い議論であります、職員全員でこれに取り組みました。

もう少し具体的に申し上げますと、当時の阿武町は基本構想、基本計画、元氣阿武町 5001 プランを実効性あるものにし、スリムで健全で、さらに町民主役のまちづくりを実現するために、行政システム、行政の役割いわゆる公助、町民の役割、自助、そして集落の役割、共助、町民と行政のかかわり方、いわゆる協働がそもそもどうあるべきかを根本的に見直して、新たな行財政システムの再構築を図るために、まず町職員全員が参加によるプロジェクトチームを編成し、まちづくりに関する全ての問題点を洗い出して、集約整理して浮かび上がった課題に優先付けを行いながら、課題を解決するための具体的な方法の検討を行ったわけであり、そして、その1つとして、各集落の高齢化、人口減少、また、役員になり手がなくなるといったような問題、さらに、集落ごとのいろいろな課題解決を確実に進めていくためには、一定規模の大きさが重要だということで、自治会統合という方向を見出したところでもあります。そして全職員に担当を決めて、幾度となく自治会に出向き、集落の将来人口推計や集落点検等も実施し、いくつかの統合案もお示ししながら、また、関係集落での話し合いを重ねられた中で、西村議員ご承知のとおり、自治会統合がなされたわけであり、そしてこれにより、当時 56 あった集落が 43 の自治会に統合となり、現在に至っているところでもあります。

ただ、この取り組みについて、宇田郷地区では危機感を持ってしっかりと対応していただいたところではありますが、各集落が一定規模ある奈古地区につきましては、あまり必要性を感じないというふうなことで、自治会統合はごく一部にとどまり、福賀地区においても、宇生賀中央以外は一向に進んでいないことは、まさにご指摘のとおりであります。

この中で、特に福賀地区につきましては、ごく小規模の自治会が多いということで、これまで幾度となく、またいろいろな形で働きかけを行ってまいりましたが、最近では令和2年度から4年度にかけて、福賀地区の議員さんや、自治会長さんを対象に、NPO法人市民プロデュース所属の自治会コーディネーターの小柳さんの講話や、町内で先進的な取り組みをされておられる、宇田惣郷の茂刈自治会長さんによる事例発表等も含めて、自治会統合に向けた問題提起や意見交換等の会議を計8回行い、町としても努力をしてきたところでもあります。ただこれも以前申し上げましたが、やはり自治会統合は、市町村合併と同じで、強権的に押さえつけてやるというふうなことは、実施できないわけでありまして、町としては、できる努力は最大限にしてきたつもりではありますが、現時点では様子を見守るしかないというふうなのが実情であります。

ただ、いずれ小規模のままでは役員の固定化や人口減少、高齢化等による集落の課題解決策として、自治会統合という話も出てくるかと思いますが、その際には町としてもしっかりと対応してまいりたいと考えているところでありま

す。

次に、地域の伝統行事と交流の場についてであります。コロナ禍により、地域活動は中止や規模縮小を余儀なくされておりましたが、ここにきて徐々に地域のイベントも復活してきており、参加されるみなさんの明るい笑顔を見るにつけ、本当にほっとしているところであります。

こうした中、実は今年のお盆の13日には、福賀地区で福盆まつり、また、西村議員からご紹介もありましたが、14日には、夜の7時から宇田郷の盆踊り大会、そして、その日の夜8時から、惣郷の盆踊りがありまして、私も飛び入り参加して、大変楽しい思いをさせていただきました。特に印象に残るのが、惣郷盆踊りにつきましては、地踊りのヤートコセーというんでしょうか、これを今回はじめて地元の先生の後ろについて、真似をして踊ったわけですが、40分近く踊ったと思いますけれども、なかなか難しくて覚えきれずに、来年はリベンジしたいと思っておりますが、本当に楽しいひと時を過ごさせていただきました。

いずれにいたしましても、帰省された方を含めた参加者は、コロナ禍の前より若干少なかったとお聞きいたしました。誰それさんの元気な顔が見れてよかったとか、みんなが集まって楽しかったとか、参加者が口々に楽しそうに話しておられる様子を拝見し、小さな行事でも大事に継承していくことの大切さを痛感したところであります。

話は若干それますが、今年3月の岩崎宏美、国府弘子ピアノソングスの際に司会をしていただいた、元NHKのエグゼクティブアナウンサーで、旧旭村佐々並、現萩市佐々並であります。の山本哲也さんが私に話されたんですが、故郷を離れてずいぶん経つけれども、今でも私のアイデンティティーは佐々並にありますよと話された言葉が思い出されます。

町としてもこれまで同様、地域の伝統行事が継承され、地域の方々の交流の場が継承されていくよう、しっかりとサポートをしていきたいと考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 4番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 この度、自治会統合を最初の頃はすごい勢いで、夜みんなが集まりまして、本当に中央の場合2年間という月数はかかりましたが、何か冷めたような感じが、何か忘れられてるんじゃないかと思うような、何かやっぱりこれだけの900人っていう人が減ってるんだから、役を持っていくのにする人がおらんとかそういう話もよく聞くんで、ここでやっぱり見直して、もうちょっと力を入れられたらどうかなと思います。やっぱり、ずっと小さい集落はせんにゃあいけんいう頭があるんですよね、やっぱりIターンとか移住者の

方にはすぐではなくて、少しずつ入っていただいて、していただければいいかなといつも思って、無理強いには本当できないし、考え方が違う人もあるし、あの辺を今後、役を持っていくのに、みんながそれを考えていく必要が大いにあります。もし、ぜひ自治会の統合の問題をまた再復帰、今のなんか前の勢いが消えてるような、本当できれば、またそういうお忙しいでしょうけど、ちょっと声を出していただければいいんじゃないかなと思います。

それと、惣郷の踊りを見てビックリしました。70代とか、生まれたところを思う気持ちがすごい強いんだな、やぐらを作るのも、やっぱ思い出しながら手間取ったけど作れた、今年やってよかったっていうのは、やっぱり行事を待っておられるし大事だっていう事をいわれたと思うんで、みんなが力を出して、地域の人と一緒にやるっていうことの大事さをすごい肌で感じました。以上です。

○議長 町長。

○町長 自治会統合の話、もう一度しっかりあの当時の熱をもってやってくださいというお話であります。ただ、先ほど申しましたように、ずいぶんとまた熱を持って、まあ熱はあれほどなかったかもしれませんが、この間8回にわたっていろんな形で手を変え品を変えながら、このままではみなさんお困りになりませんかというふうなことで、私どももそれなりの努力をしてきたつもりであります。ただ、地域、これは本当に全く市町村合併と同じですけれども、地域の方々が今のままでいけるんだという思いが強いようでありまして、それで回っているのであれば、現時点で私どもはあれだけ、私どもとしては一生懸命努力して、将来の本当老婆心のような気持ちも含めてですね、立ちいかなくなりますよ、みなさん方どうされますか、今から役になられるような方もいらっしゃるようになりますよ、大変でしょうというふうな、そしてまた、いろんなことを、特に惣郷の話も出していただいたあれは何かといいますと、惣郷の自治会の中には、もともと惣郷上と下と大刈名振とあったんですね、その3つの集落があって、特に困ったのが大刈名振ですよ、高齢化が進んで5軒ぐらいしかなくなって、もう、いわゆる道路愛護作業というか、集落の道の草刈りもままならないような状態、それもものすごい高齢化してですね、もうどうしようもないというふうな中で、何とかしてくださいというふうな話もありまして、そういうふうなことも含めて、じゃあ3つが1つになってやれば、必要とあれば、こちらの惣郷の人たちが大刈にいて、なんぼかそういった道の刈る手伝いもできますね、役員もやれますねというふうな話で、上と下と大刈と一緒に、1つの惣郷という自治会を作ったんです、作ったわけですよ。そういうふうなお互いの自助、共助、特に共助の段階で、もともとはここでやれよったものができなくなった、こちらからも助けに行く、そういうふうな仕組みがあそこでできたわけでありまして、現実問題としては、今、大刈名振には誰も

住んでいません、がそこに至る途中段階でそういったことが現実にあったわけです。ですから、やっぱり自治会統合というのは、そういった地域全体で地域を守るために必要だ、そして地域全体で今の守る、そして集落の道路愛護作業あたりも、みんなでやっていけば、労力の配分もできるんじゃないかというふうな、そういう共助の部分をしっかりやっていかなければ、それぞれ今から立ちいっていかなくなるよねっていうふうな話でやってきたわけですよ。そういうふうな中で一生懸命やってきましたけれども、福賀地区において、いろいろそういうふうな話をみなさんに向けやってきましたが、それをみなさん方が、今現在ではそれはまだまだやれるからというふうな判断なんでしょう、今はまだその段階でないというふうに、みなさんが判断していらっしゃるというふうに思います。私どもとしては、老婆心でそういうふうに思いますけれども、仕向けますけれども、みなさま方がそういうふうに判断されるのであれば、ここで無理強いをして強権的にやるというようなことは、私はまたこれはまたいかなもんかなというふうに思いますから、当分の間は、当分の間と長いですが、当面は状況を見守りながら、声が上がったときにはすぐにいろんなことでお助けできるような格好をとっていくというふうな形で、今現在はいかに得ないのかなっていうのが本音のところでありまして、先ほど答弁をしたとおりであります。

そして伝統文化につきまして、西村議員も驚かれたと思われました、私も本当に惣郷の踊りはいったことがあるんですよ何回も、あるんですけども、今回中に入って、中に中断がありましたし、今回は前はですね、福賀へ行って惣郷に寄って宇田へいく、エンドが宇田だったんですよ、だから惣郷は、僅かちょっと顔見せにいくみたいな感じでいったんです。今回は完全に時間帯が1時間ほどずっとですね、それも福賀は1日前にあったので、別途、宇田が7時と惣郷が8時と、1時間も間があったからですね、最後は惣郷やったし、終いまであそこにおらささせていただきました。中でですね、本当に地域の方々、日頃顔をお見かけしたことのないような人たちがたくさんおる、子どももたくさんおる、みなさん帰省された方が多いわけですね、そういった方々が、あえてあそこに来て、多分準備するやぐらまで作ってましたからね外に、大変だったと思いますよあれ、過去の4年前のことを思い出しながら作られたんじゃないかなというふうに思いますが、そういう中であの中に混じって踊ってみる、そして驚いたのが、多分他所へ出られた方が、何人もそこに踊られておる方が、先ほどのヤートコセーは難しいんですあれば、踊りが白河踊りのような見やすいものじゃないんで、難しいんで、私は結局よう最後まで覚えてないような感じになるんですけども、それを地域そこに帰ってきた人たちが、平気で踊られるというのは、体に付いてるんですね、身に付いてるんですよ、そういう姿を見たときに、やっぱり故郷というのはしっかり守って、何年か離れていても帰

って歌を聞いたらくどきを聞いたら、体が動き出すというそういうふうな状況はですね素晴らしいことだというふうに思いまして、つくづく私は感動したんですよあの時、やっぱり、こういう地域づくりというのを本当にしていかなきゃならないし、大事にしなきゃいけない、人数が少なくなったからといっても、できるだけやってもらう、そのために町が援助してくれといわれれば、いくらでも援助したいというふうなそういう気持ちになったわけでありましたが、やっぱりふるさとづくりの原点というのは、そういうところにあるんじゃないかなというふうに思ったわけでありまして。以上です。

○議長 4番、再々質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 すいません。直近の統合自治会はどこになりますか、聞いたですかね、またあとで教えてください。

やっぱりあの肌で感じるのは、自治会長さんの会合をして、自治会長さんがいろいろ考えてみんなで5～6人で集まって、それからあのイベント、そういうのを作るっていうのがやっぱり大きく括りをしながら、ところの人がそれに従ってやぐらでも作るという、そういうやり方でいかないと、一人ひとりバラバラだったら、行事でもやっぱり、すごい惣郷も、明るく日はまた飲み会したっていうちゃったです、喜んで、やっぱそういう雰囲気大事じゃないかなと思って、自治会はしっかりしたら盛り上がりはまた違うんじゃないかっていうので、私も惣郷を出したんですけど、目に見えない生まれたところを思う気持ちが出てきたと思います。以上です。

○議長 これをもって、4番、西村容子君の一般質問を終わります。

○議長 次に、5番、松田 穰君ご登壇ください。

○5番 松田 穰 5番、松田 穰、通告に従いまして、1項目目の質問をさせていただきます。

まず、空き家調査の結果についてお伺いしたいと思います。前回6月定例議会において、奈古浦地区の通り抜け道路の整備に関して、質問をさせていただきました。ちょうどタイミング悪く、各自治会に依頼している空き家調査の結果が定例議会終了後に出るということで、6月中旬以降空き家調査の結果を見て、可能性を模索していきたいという答弁をいただきました。それから2ヶ月少々、長いのか短いのかわかりませんが、現在どのように進んでいるのか、進捗状況など、その可能性などについてわかりましたら、町長のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長 只今の5番、松田 穰君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 松田議員から、空き家調査の結果についてのご質問であります、最

初に空き家調査の進捗状況、および奈古浦地区の通り抜け道路の可能性に関してありますが、5年ぶりに行った空き家調査につきまして、これにつきましては内容として外観調査および聞き取り調査といった、一時的な調査ではありますが、概要をご報告をさせていただきます。

まず前提として、建物件数ではありますが、このカウントにつきましては、世帯数+空き家件数というふうなものを合計したものを一応建物件数と申し上げておりますが、地区別に申し上げますと、まず奈古地区で建物件数は1,009件で、5年前に比べて38件、率にして3.9%の増加、建物件数が増えたということですね。空き家件数は5年前の日198件に対して55件、率にして38.5%増えた、空き家が増えたということでもあります。そして空き家率は、この空き家の率につきましても、19.6%、4.9ポイントも増加いたしました。

次に福賀地区につきましては、建物件数は379件で、5年前に比べて23件、率にして6.4%の増加、空き家については124件で、前回に比べ23件、率にして18.5%の増加、空き家率も4.3ポイント増加いたしました。

次に宇田郷地区についてありますが、建物件数が367件で、5年前に比べて10件、率にして2.8%の増加、空き家が101件、これについてはわずか2件、率にして2.0%の増加であります。

そしてこれを合計すると、阿武町全体では、建物件数は5年前の1,684件に対し1,755件と、件数で71件、率にして4.2%の増加となっております。そして空き家件数につきましては、5年前が343件、これに対し今回は423件で、80件ほど、率にして23.3%増えております。空き家率は、5年前の20.4%に対し24.1%と3.7ポイントの増加となりました。

次に空き家の程度ではありますが、阿武町全体の空き家の423件の空き家のうちで、どの程度のものかといいますと、改造が必要がなくて、速誰かが入ることができるような物件が423件のうちの105件、多少改造すれば入ることができるよという物件が58件、そして残りが倒壊の危険があったり、とても住むことができないというふうな空き家が52件ということでもあります。

なお、先ほどの速入居可能という105件と、若干改造すれば入居できるだろうという58件につきましては、すでに空き家バンク登録をされている物件もありますが、そうでない未登録の物件につきましては、今後、UターンIターン等の受け皿として空き家バンクの登録を促すとともに、積極的な活用を図ってまいりたいというふうに思っております。

一方で、危険な空き家ではありますが、これについては、町内の一部の物件につきましては、所有者あるいは推定相続人などとコンタクトをとって、この度拡充した、阿武町空き家等の適正管理に関する条例に基づく、老朽危険空き家除去促進事業補助金、これの活用による解体撤去の実績も出てきたわけですが、今後とも指導あるいは適切な対応を行い、町民の暮らしの安全安心に

努めてまいる所存であります。

さてそこで、この度の空き家調査の結果を踏まえて、住宅が密集する奈古浦地区の通り抜け道路のご質問であります。これは当然に通り抜けに伴う利便性の向上と、当該地域は住宅の密集に加えて、木造家屋が多いわけですが、火災や地震等に伴う火事等の際の消火活動と、延焼防止を図る防災道路の目的もあると思っております。

先ほど申し上げましたとおり、奈古浦地区も5年前と比べて、空き家の件数が確実に増えておりますが、実はその家を住宅地図に落として色付けしてみると、通り抜け線形あるいは突っ込み線形にしましても、検討に値する線がなんとなく見えてまいります。従って、今後はこの空き家の色付けの他に、空き地などについても現地をよく調査して、これも同様に色付けする中で連担状況がさらに明確化でき、現実的なイメージも見えてくるように思われますので、このことについては、すでに担当課に指示しておるところであります。

ただ、浦地区のような住宅密集地に新たな道路をつくるということになると、空き家や空き地については、比較的所有者にご理解をいただきやすいと思われませんが、実際には空き地であっても、用地費が必要であり、空き家についても、いくら人が住んでいなくても、用地費はもとより家の程度にもよりますが、相当額の補償費が発生するわけでありまして、これが現に所有されている家の立ち退きとなると、用地費や補償費を含めた移転交渉は容易なものではないことも事実であります。

したがいまして、重要性の認識は強く持っておりますが、当面危険な特定空き家については、空き家解体の事業も行いながら、更地化を進めるほか、線路上に浮かんでくる活用できそうな空き家等については、そこらの認識を持った上でゾーニングを図り、もう少し様子を見ていきたいというのが現実であります。以上で答弁を終わります。

○議長 5番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 では再質問です。調査の結果を検討して、今いろいろと可能性を模索されている、必要性も実際に感じられているということで、実際やるとなると、やっぱり費用対効果の問題を行政の方でも考えて行動されると思います。やはり、実際に住まわれている方の利便性と生命財産の安全性、そういった部分を考えて、ちょうど折り合いのいいところというか、そのあたりしっかり模索されて、通り抜けできなくてもちょっと広い駐車場までは道が通って、そこまでは緊急車両が入れるとかですね、そこをまたドアツードアのデマンド交通の待機場所とか、そこで乗り込むようにして、家から少しでも近いところから利用していただくとか、そういったやっぱり実際に住まわれてる方の

利便性向上に繋がる行動にもなると思いますので、そのあたりをしっかりと検討していただけたらと思います。お願いします

○議長 町長。

○町長 さっきの色付けということで、そこにありますけど、今、浦の空き家こういうふうには、これは空き家を色付けしてありますこのような住宅地図に、ただ空き家、もちろん空き家であっても空き地であっても、補償なり用地費は当然いるわけではありますが、それはちょっとこっちに置いてですね、これは空き家の色付け、ここに空き地をしっかりと調査して色を付けていったら、多分、例えばここやったら3つ並んでますよ、こういうことが見えてくる、おぼろげながら見えてきていますけれども、こういったことを空き地も含めてやっていったら、見えてくるんじゃないかなと思うんですよ、ここは何とかかなりそうだという、ならばその中で1軒2軒退いていただければ、道ができますねというふうなことであれば、そこに1軒2軒を申し訳ないけど立ち退いていただくような交渉をするということは、私はやぶさかでない、あの浦全体過去にあそこをほぼ全焼した江戸時代ですけど、阿武町史に載っています。奈古浦地区がほぼ全焼した状況が2回あるんですけど、阿武町史に載っていますけれども、そういったふうなことを防ぐためにも、何か防火帯はたった1軒退いたくらいでは防火帯になりません。この前テレビでやってましたように、400m500m 飛んでいくんですね火は、ですから本当の防火帯にはならないというふうに思いますが、先ほどの利便性を含めた防火帯的なこと、避難路そういったものも含めた道路ってというのは、あるということはいいいことであるし、ぜひやりたいという気持ちは十分ありますが、今の状況でこういったことを積み重ねながらですね場所の選定、どこらへんなら何とかいけそうだというふうなことを模索した中で、やっていきたいなというふうなことで、今そういうふうないろんなことを取り組んでおるということで、できればやりたいという前提の中での話であります。以上です。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「ありません」という声あり。)

○議長 少し早いようですが、ここで会議を閉じて、昼食のための休憩といたします。午後は1時から開始したいと思います。よろしくをお願いします。

休憩開始／11時52分 会議再開／13時00分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議長 5番、松田 穰君、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○5番 松田 穰 引き続きまして、2項目目の質問に入らせていただきます。2項目目は、歳入歳出の内容についてお伺いします。

本年、まちづくり懇談会が5月末の3日間、奈古地区、福賀地区、宇田郷地区と3ヶ所にて開催されました。

令和4年度は、阿武町の出生者数は12人と7年ぶりに2桁回復、また、転入転出者の差である社会増減に関しては、転入者が105人、転出者が88人と社会増は17人となり、町史上最大の社会増となったという嬉しい話も聞けました。

また、令和5年度の施策として、子育て支援のさらなる充実や、これまで福賀地区のふくすけ便で実績のあるデマンド交通を、奈古地区、宇田郷地区でも開始し、住民の利便性の向上を行うなど、新たな住民サービスの充実を図っており、さらには、昨年3月にオープンしたABUキャンプフィールドの令和4年度の利用者数が、1万2,000人と阿武町の関係人口を増やすための取り組みに関しても、順調にスタートを切ったということで、嬉しいご報告が多かったように思います。

また、町の財政に関しても、令和5年度の予算、一般会計ですが、31億7,800万円と前年対比5,000万円の増加となり、財政の見通しについても、経常収支比率が令和3年度決算で73%、山口県内市町の平均値が88.1%であることと比べても、県下で最も低く、経常的な収入に対する義務的経費の割合が低い水準であり、財政構造の弾力性が高いといえると思います。

また、町の貯金である基金に関して、平成28年度末には20億1,000万円であったものが、令和4年度末には29億7,000万円。それに対し、町の借金である町債に関しては、平成28年度末の残高が20億円であったものが、令和4年度末には20億9,000万円の増加であり、差し引いてもこの6年間で8億7,000万円貯金が増えた計算となり、少々、大規模な支出や阿武町らしい施策についても、投資を行うための財源ができたという説明もあり、町長をはじめ、阿武町職員の方々の努力の結果が、こうした数字で表れたものだと感心しました。

また、こうした財源を確保した上で、今年度、令和5年度の新たな施策等を実施されているのだという印象を受けました。

毎年9月の定例議会は、決算議会であります。私自身、この度3回目の決算議会です。手元にあるこれまでの過去2年間の決算書を見返して見ながら思ったのですが、令和2年度の実質収支額は約4億4,453万円、令和3年度の決算書では、歳入の繰越金が4億4,453万円と繰越(明許)約2,337万円の合計で約4億6,791万円となり、また、令和3年度の実質収支額は、約6億9,998万円、これが今回の令和4年度の決算書の繰越金に反映されてくるのだろうと思いつつ、その反面、3月議会の予算議会で承認された予算案が、こうして繰り越さ

れていくのは、本来町民のために使ってほしいと承認した予算が使い切れなかったようにも感じられて、ちょっと残念にも思えます。

これまで町内の少子高齢化に対し、移住定住促進、関係人口の増加への取り組みに加え、令和4年度は出産祝い金の増額、そして令和5年度は給食費の無償化と、子育て世帯に対しての施策に関して、思い切った施策を行われてきましたし、高齢者に対しても、デマンド交通の整備等、いろいろな施策を行われてきました。ただ、3月議会の特別委員会でも町長も案じられておりましたが、子育て世帯以外の町民への施策は弱いようにも感じます。確かに、町内のインフラに関して、経年劣化により長寿命化など思わぬ出費があるかもしれず、そのために基金を積み上げたり、条件の有利な過疎債を活用したり、さまざまな努力をされるのもわかりますが、今の現在の阿武町を作り上げてこられた方々に対して、今何か町としてできることはないのでしょうか。

例えば、本年度は带状疱疹の予防接種の補助が始まりましたが、インフルエンザの予防接種に関しては、75歳以上の方は全額補助、65歳以上の方は半額補助ですけど、65歳以上の方も全額補助にするのは難しいことなのでしょうか。

最近だとエコキュートを設置する家庭の話もちらほら耳にしますが、地下水を利用していると機械に悪影響があるようで、通常よりも機械そのものが高額と聞きました。そういった家庭が、例えば水道を引き込む際に工事費を補助したりはできないのでしょうか。以前、ゴミの集積場まで手押し車でゴミを出しにこられていた高齢の方をお見かけしたことがありましてし、キャンプフィールドができてから、ゴミ捨て場が遠くなったという話を聞いたこともありましたが、ゴミの集積場を増やすなど、町民の利便性をもっと向上させることはできないのか、これからの時期、台風がくると海沿いでは高潮も心配されますが、排水溝のふたの掃除で潮が上がってこないようにするだけでいいのだろうか、2年前の高潮のときには、美浜から郷川河口の手前まで通る水路でも水があふれ、消防団で土嚢を積んだ記憶がありますが、そうした水路のかさ上げはできないのかなど、細かいことかもしれませんが、住民のみなさまへの公共サービスを考えると、まだまだそうしたインフラの整備など、できることも多いようにも感じます。それについては町長はどのようにお考えでしょうか。

また、経常収支比率が低いということは、歳入に対して義務的経費、例えば人件費や公債費などの割合が低いということで、町職員数が少ない阿武町としては、人員増を考えておられるとは思いますが、職員募集に対して応募が少ないという話もよく聞きます。昨年度は採用しても、他の条件のよいところへ行ってしまったという話も聞きましたが、職員の採用が難しい現状に対して、何か対策はなされているのか、以上、町長のお考えをお伺いします。

○議長 只今の5番、松田 穰君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2項目目でございますが、歳入歳出の内容に関し、2点についてのご質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まずは、私が町長に就任して以来取り組んでまいりました、小中学校の給食の完全無償化や、そして0歳から高校生までの医療費の無償化、さらに0歳から保育料の無償化の、いわゆる子育て支援の3点セットをはじめ、多くの施策につきまして、一定のご評価をいただいたことに対しましては、心から感謝を申し上げます。

町の財政につきましては、松田議員には監査委員さんもお勤めしていただいておりますので、ここで改めて申し上げることもありませんが、ご指摘いただきましたように、いたって健全かつ順調な状況であります。

こうした中で、今回ご指摘は、一定の成果を得ているとはいえ、施策が子育て世帯等に対するものや、Iターン関係あるいは定住施策が多く、そうした世帯以外の町民への施策が弱いのではないかというご指摘であります。

実は、私も以前から申し上げてきているところでもありますが、ご指摘の面は確かにあると思っております。そうしたことも踏まえた中で、最近では広く一般町民に受益する施策として、例えば、消防団員の中型免許取得の補助であったり、特産品の開発の補助であったり、事業継承の補助であったり、生ゴミの処理容器の補助であったり、あるいは単独浄化槽およびこれの更新に対する補助であったり、飲料水の井戸の補助であったり、狩猟免許の取得の補助であったり、漁船の取得の補助であったり、先ほどの帯状疱疹の予防ワクチンの補助であったり、いろいろと数え切れないほど阿武町独自の、あるいは少ない市町村しかしていないような事業についても取り組んできたつもりであります。そして、この他にも、農林水産関係あるいは土木建築関係でも、小土地改良事業などの町単独事業はもとより、国県の補助率に町の補助を上乗せして補助率を上げる、いわゆるかさ上げや、国や県の補助の採択基準から漏れる対象者や内容を採択基準を拡充して拾い上げる、いわゆる横出し等も意識して行っており、町民のみなさんは他市町と比較する手段がないのでなかなか見えないというふうに思いますが、もし比較されたらきっと驚かれると思いますけれども、あらゆる分野で相当規模の町単独事業、あるいは補助かさ上げ横出し等も行っているところであります。

こうした中、私もやはり今まで以上に見える形での一般町民に対する施策を増やしていきたいという思いはもちろんあり、その意味で、私の施策の引き出しの中には、まだまだ温めているいろいろなアイデアがあるわけですが、今回、松田議員から幾つかのご提案もいただいたところでもありますので、とりあえず、それに対する私の考えなりをお示したというふうに思います。

まず、インフルエンザの予防接種であります。現在、75歳以上が無料で65歳以上が約半額というふうになっている予防接種を、65歳以上が全て無料

ということにできないかというふうなお話でありました。実はこのインフルエンザ予防接種は、75歳以上の無償化と、妊婦さんや子どもさんへの無償化は平成30年度からはじめたものでありまして、それまでは75歳以上も65歳以上と同様に半額で、妊婦さんや子どもさんたちの半額はありませんでした。松田議員からは、今回無償65歳以上から全てということですが、実は私も同様な考えがないわけではありまして、財政状況が許せばということでしたが、先ほど申しましたように、これは私の施策の引き出しの中に入れておきまして、担当課には事業費等の試算も指示していた経緯があります。ただご案内のとおり、ちょうどこのような状況の中、同じような状況であります新型コロナの予防接種であります。現在は、国民負担が無料というふうにされていますけれども、今後どういう形になり、どれくらいの自己負担が生じてくるのか現時点では全くわからない状況であり、もしかしたらインフルエンザ予防接種補助と同じような制度を設ける必要があるのかもしれない。そして、こうした補助は一度実施していけば廃止することは難しく、恒常的に一般財源を必要としますので、現段階においては、コロナを含め今後の動向を慎重に見極めた上で判断していきたいと思っております。

次に、地下水を利用されている家庭への簡易水道への切り替え工事等に対する補助ですが、このことにつきましては、そもそもいわゆるであります。エコキュートへの切り替え目的は、ガス電気等生活費の節約であり、また、簡易水道を引き込むことができるということは、簡易水道の給水区域内に家があり、区域外の方に比べてすでに有利な条件下にある中で、地下水を利用しているということでありまして、この家に補助すれば、これまで事業費をみずから負担して簡易水道を利用されている多くの家との間に不公平感が生じて、こうしたことはすべきでないというふうに思っております。

なお、いわゆるエコキュートに対する補助につきましては、既存の阿武町民間住宅リフォーム資金助成事業補助金の対象になり、細かい条件はありますが、対象経費の1/10、最大が10万円の補助を受けることができるほか、国においても最大5万円の補助があるようですので、こちらを活用していただければ、切り替え工事費程度は賄えるものではないかというふうに思います。

次に、町民の利便性の向上の1つとして、ゴミ集積場の増設であります。このことにつきましては、現在、基本的にゴミ箱の設置および管理は自治会が行うことになっておりまして、自治会の中で協議いただき、更新等で新たに購入される場合は、町単独の自治会総合交付金を活用していただき、新たな設置場所の設置についても、収集箇所が増えるということは、収集経費も増えるということでもありますので、どこもかしこも、要望されればどこでもというわけにはいきませんが、担当の健康福祉課の方にご相談いただければ、町内全体のバランスも考慮した中で、適切に判断をさせていただきたいというふうに思い

ます。

次に、高潮時の冠水被害等の防止のため水路面、水路壁等の天場のかさ上げができないかということでもあります。この件につきましては、ご指摘のとおり、令和2年9月の台風10号の通過の際、高潮が重なりまして、美浜から釜屋を経由し、郷川に抜ける田町川の支流に接する道路のほか、沖から港の中に押し寄せてくる強風が重なり、漁協奈古支店前およびその前後の町道や家屋の周辺が冠水し、急きょ消防団に土嚢積みを要請して、家屋への直接的な被害は免れることができた経緯があります。ただ、これは確かにかさ上げによって、一定程度浸水は防げるものと思われませんが、一方で、当時の浸水の要因は高潮であって、降水の影響は雨の影響ではありませんでしたが、これが高潮による冠水と降雨による増水が重なった場合には、逆にさらに水かさが増える可能性があると同時に、高潮が解消された後にかさ上げしたことがむしろ排水の妨げになる可能性もありますので、実施するにしても正確な測量、設計シミュレーション等が必要ともなり、今後、空き家等を活用した避難路の整備等も併せて、新たな水路等の整備も視野に入れながら検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

最後に、職員採用の件であります。この件につきましては、先ほど市原議員のご質問の中でも答弁したところでありますが、重複につきましては避けたいと思いますけれども、採用試験については、防災無線、町のホームページ、各学校への採用試験の案内などは毎回行っており、筆記試験自体も初級試験を行うなど、かなりハードルを下げて募集をかけているところでもあります。ただ、ご承知のように、昨今は売り手市場であり、受験者が少ないのが実情でありますので、必要に応じ、今回、何回か追加の採用試験も実施する中で、何とか人員確保に努めたいと思っております。以上、松田議員のご意見ご提案にお答えさせていただいてきましたが、私の姿勢は、町長に就任して以来一貫して、今、この阿武町で暮らす全ての人が、それぞれに精神的にも身体的にもさらに経済的にも、より住みやすく、より豊かに、より安心して暮らせるために町として何ができるかということでもあります。

単独町制を守り、健全財政を堅持しながら、子育て支援、定住対策、高齢者福祉対策、産業振興などの各種施策を他の自治体に先駆けて進めているところであります。今後、これからの町の医療を考える、阿武町地域医療検討会も発足し、検討される中で、地域医療に関するご意見、提言等も上がってくるかわかりませんが、場合によっては、例えば中央診療所の建設のようなこともあるかもしれませんし、EGFのグループホームの建設や、ABUファクトリーパークの整備、そしてバイオマスタウンの一環として、道の駅の薪ボイラー設置、設備の建設、そしてまた新たな分譲宅地の整備のほか、町民センターをはじめとした、施設の経年劣化による冷暖房施設等の更新や、道路や水路等の整備や

維持管理など、今後とも巨額の経費が必要な事業も多く想定されるところであります。

したがって私といたしましては、今後こういった事業にも思い切って対応できるよう、引き続き健全財政を堅持しながら、その一方で、メリハリのある財政運営や、必要があれば大胆な財政出動も辞さない覚悟で行政を推進し、赤ちゃんから高齢者まで、町民のみなさまには阿武町に住んでよかった、町外の方からは阿武町に住んでみたいと思っただけけるよう、引き続き努力してまいり所存でありますので、ご理解ご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁を終わります。

○議長 5番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 再質問です。今町長の答弁をお伺いしまして、実際自分も勉強不足な部分もありますし、やはり町として、いろいろな行政サービスの部分で、まだ僕も知らない内容も、昔から住まわられてる町民の方に対するような、そういったサービスもされてるなっていうのを感じたんですが、やっぱり、今まで自分も何ヶ所か違う市町に住んできて、最近ちょっと家内の実家にお盆に帰ることがあったんですけど、あそこの町ではゴミ収集に関しても、奈古地区みたいに集積場に集めてっていうんじゃなくて、家の前に普通にゴミを置いたら、通りながらゴミ収集車が回収していく、それに対してこちらは、やっぱり特に浦地区ですと、道路の不便さとかいろいろあって車が入れない、そういったところもある部分やっぱりどっかに集めてという格好になるのかもしれないんですけど、そういった他地域、他の市町と比べてみて、やっぱりできる部分でいいなって思う部分は、やっぱりそれに近づけていってあげれば、やはり町民の方に対してやっぱり利便性が上がるんじゃないかとか、そういったこともやっぱり感じてしまう部分もやっぱりありますんで、そういったところをどうにかできないかっていうのが、今回質問で挙げさせていただいた部分であります。

高潮の時に關しても、この前、先日、台風が近いからということで溝の掃除をちょっと手伝ってやったんですけど、やっぱりそういった漁協の前だけじゃなくて、そういった水路で前回水が上がってきたようなところに関しては、やっぱり今後どうなるんだろう、また台風近づいてきて、また潮が上がってこんじゃろうか、実際、潮が上がることに對してだけじゃなくて、雨が降ると逆に排水ができなくなってしまうっていうのは、やっぱり考えられるんではあるんですけど、ただ、それに関しても、やっぱりかさ上げ、ちょっとその水路沿いに堤防じゃないですけど、本当に10センチ20センチでもかさ上げして溢れないようにしとけば、少しはそういった不安も解消できるのかな、そういった部

分でちょっと今回質問を挙げさせていただいたところでもあります。

ただ、やっぱり、町長の答弁を聞いていますと、僕ら地域議員とはいっても、やっぱり住んでいる地域や職場によっても聞く意見はやっぱり偏りがありますし、こういったところやっぱり、いろんな地区からの議員の意見を聞かれて、そういった中から優先順位を付けられてされているんだとは思いますが、そういったところを今後もしっかり聞いていただいて、優先順位をしっかりつけてやっていただきたいっていうと、なんかちょっと偉そうなこといってまうけど、そういったところが聞けてよかったと思います。

ちょっと水道に関しては、すいません、若干、答弁、自分が理解できなかったっていうか、ちょっとよく分からないわかりづらいところがあったので、ちょっとそこについて、もう1回お伺いしたいと思います、すみません。

○議長 町長。

○町長 まず水道のことは後にしまして、ゴミとかいろいろ他市町でやっているらっしゃることと、阿武町のこうあったらいいなというのは、もちろん阿武町が全て最高のとこをやっているともちろん思っておりませんし、阿武町よりももっとサービスの行き届いたところもあるというふうに思います。

ただ、やはり限られた財源の中で、全て最高のものということは、これはできません、現実問題としてできないと思います。全て日本の中で一番最高のものだけ全部持ってきて、これを並べてこれですという、これを全てやっていただきたいというような話をされてもですね、それは現実できないというふうに思いますから、なるべくできることはしていきたいし、やっぱり私がいつも申し上げておりますのが、自助、互助、共助、公助という4つの助、これをしっかり踏まえた中で物事を判断していかないと、何でもかんでもいいことだから、あるいは住民が助かるから、新しい何か制度ができたからこれをやってくれたら乗りますよとかですね、私はそれはちょっと違うと、本当に住民が必要とし、これをする事そういった補助することによって、地域全体に恩恵が被るようなことであつたり、町全体に恩恵が被るようなこと、あるいはそれに似たようなことについては積極的にやりますが、本来自助でやるべきもの、共助でやるべきもの、互助でやるべきものについては、それはそれぞれの助でやっていただくのが原則だろうと、そこの原則を崩したらただのバラマキという、いわゆる話になる、それはしたくないというのが本音であります。

そして、そうした中でゴミの収集もですね、大きな市になりますと、そもそもが置場所がないんです集積場の、やったらみんなそれこそ嫌なんです、家の前は、そういう空き地があつたり広場があつたりするとですね、そこに置かしてくれとなりますけれども、集積場は置かしていただけないわけでありまして、やっぱり大きな市と小さな町はそこに差があるというふうに思いますし、特にお年寄りなどが増えてきますと、逆に問題になると思いますから、その自分が

家の前に出したそのゴミの守りというんですかね、先ほどの野良猫の話じゃないんですけれども、カラスもいます、犬は今頃は野良犬はいませんが、他の獣もいます狸とか何とかいろいろ、これを自分で守りしなきゃいけないわけですよ、それも今だったらほとんど集積場に出せば、網が網というか、そういったものから守れるように箱とかいろいろなものに入れてますから、例えば前の晩から出す方もたくさんいらっしゃるよ、生ゴミでも、でもそれは今度はそのようなことはできなくなる、1個1個全部網をかぶせ、そこのお宅の方が家の前へ持って行って網をかぶせて、で持っていかれたら網を自分で持って帰ってやるかという、逆にですねそういう煩わしいことも想定されるというふうなことであります。お年寄りがそこへ持っていきにくいという話は十分理解できますが、それはその対策として、今から何か講じなきゃならないと前々からありますからそれはそれとして、ただ単純に家の前だったら楽ですよという話、そういう単純な問題ではないと私は思っております。

それから、高潮の問題もですね、現在奈古浦地区の護岸につきましても、もともと高潮があるんで、もう何年も前に嵩上げしておりますよ、そのことによって入ってこない、ただ逆にいえばお椀になってるわけですよ、海側は護岸が高くて、もともとこうだったものがこうしたわけですから、こっからここは溜まる、今みなさんが住んでるとこより外が高いんですね縁が、ということは溜まるんですよ自動的に、入ってはきませんが、フラップが閉じればフラップが付いてますよ、フラップが閉じれば一応入ってないよとこない下水とかからも、雨水の何ですか側溝の水からも入ってこない、がしかし入ってこないけども出る水は少なくともみなさん方より護岸が高いですから、こうなってるんですから、みなさんここに住んで、こっちの方が高いんですから、これどうしますか溜まったものは、この水路をお高くすると、なお出ていかなくなる状況になると、なかなか難しい問題がありますから、今日の答弁としては、そこら辺もしっかり測量もしながら、おっしゃる向きはよくわかりますから、それは測量もしながら何かいい方法はないのかなというふうなことは検討させていただき、ということにさせていただきたいと思っております。

そして、水道でですね、今日のエコキュートのあの話で、要するにエコキュートの中で、エコキュートというのは要するに湯沸かし器ですけど、いろいろな今の技術を使って、外部の外の空気の温度を利用しながら、熱効率を上げて電気代を安くするとポンプの何か電気代安くするという、いったらエアコンの仕組みを使って安く湯を沸かすという話なんですけども、そのエコキュートについて、通常の地下水でありますといろいろな不純物というのでしょうか、混ぜたものがありますから、それがエコキュートのなかの配管であったり、そういうものに固着する、固着したり、またあるいは、配管の素材そのものを侵食する、あるいはそういうふうなことで、故障の原因に繋がるということが

いわれていますよね。それについて、水道の水ならばそれはいいということで、地下水を直接井戸水を直接エコキュートに繋がっていらっしゃるお宅もあるわけですが、それを今度は水道の水でやれば長持ちしますよというふうなこと、あるいは今水道の水、基本的に水道の水でやれるエコキュートもありますが、地下水でもできるエコキュートもあるけども、それはそういうものを除去する装置であったり、素材が違ったりして高いんですよという話だというふうに思うんですよ。ですからそれについて、例えば今のやつは地下水を使っているけど、今度はそれを水道にしたいと、その経費がどね一かならんかという話だというふうに理解しましたけれども、ただ私がいいたいのは、水道の水が引けるとこってというのは、ご承知のように給水区域という区域の中に水道が水道の配管があるわけです配管っていうか本管が、ですから本来は私どもからすれば、はじめから水道の区域になった以上は水道を引いてくださいよということをやってきたんですよずっと、ただなかなかもともと地下水タダですから、水道をなかなか引いていただけない、区域に入ってるんです、ここに本管がおるんです、それに対する負担金が要りますよね、まず加入負担金プラス工事費負担金が要りますよね、入るには、でも入ってるんで、一番はじめから入られた方は、加入負担金も払い、工事負担金、当然自分の工事ですから工事をされて、そういうことをされていらっしゃるんで、その方との間のアンバランスが出てくるんじゃないでしょうかというのを私がいいたかったんですよ。でないと、自分たち自分のお金で加入負担金、幾らか知りませんが、よく覚えてませんけど5万かそこらかもしれませんが、それを払って今度は自分で工事費だして、配管して宅内配管をやってそこに自分の力でエコキュートに繋ぎこんだわけですから、今度、片方は繋ぎこんでおるといっても、地下水に繋ぎ込んでおるけど、今度はそれを上水という話ですから、そこに矛盾というか不公平感が生まれてくるんじゃないでしょうかというのが答えなんですけど、こっち側の前提の捉え方がどうかというのがちょっと、違ってたらすいませんけども、そういうことがいいたかったということなんです。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 詳しい説明ありがとうございます。水道に関しては、自分は1回最初に奈古にきたときから、次の家を探しているときに2軒3軒見させていただいたんですけど、1軒は水道引いてなくて、引こうと思ったらその引き込みの工事が結構な額がかかるっていう話もあって、自分はそこは止めたんですけどね、もともとそういった給水区域ということで整備された後から、当然引き込みたいっていうときに、例えばある程度の距離は当然負担してもらって、本管からの距離は何メートルとかって基準を設けて、そっから先は多少の

補助するとかですね、時代背景も変わっていく中で、今のこういう状況の中で新たに加入したい、実際に今簡水のが60%台ぐらいの加入率だったと思うんですけど、そういった何かしらのきっかけがあって加入しようとしてくる人、方々がいらっしゃるときに、当然、全額とか1/2とかそんな大きなことをいわないですけど、ある程度の基本的な部分は自己負担とかちゃんと払っていただいて、想像以上にかかる部分に対して、いくらかやって加入率を上げていくっていうのも1つの考え方かな。そういった本管からの距離が離れてたりとかっていうのは、やっぱり各めいめいの家ごとに条件変わるわけで、ある意味、これを地理的な不公平と考えてしまえば、そこに多少の公平性を持たせてあげるための補助だったら、考え方次第だと思うんですけど、そこに例えばそこはやってもらえるんだと近くの家もうちもやろうかなって、2軒3軒まとめてやってくればそれは互助かもしれないですし、そこに例えば3軒以上まとめてやってくれるんだったら補助出しますよっていう感じで工事を行うとか、そういったちょっと考え方もできるのかなと思ひまして、それでちょっと質問をさせていただいたんですけど、そのあたりはやっぱりどうなんですかね。

○議長 土木建築課長。

○土木建築課長(高橋仁志) 本管からの距離というのもありましたけど、大体今道路には例えば奈古地区でいえば、道路のへりまできてますんで、本管から家の距離というのはそんなに変わらないと思います。変わるとしたらですね、例えば家の敷地が広い庭が広い、だから本管から家まで敷地までは大体一緒だと思うんですよ、あとその家が庭が広いから、それまでの間が距離が長い、そういったパターンになると思います。あとそれと、庭にコンクリートが貼ってあるのと、コンクリートが貼ってない、そのあたりで恐らく差がついてくると思います。ちょっと事前に業者さんに聞いてたんですけど、大体近ければ標準的にはですね、7万円から12、13万円ぐらいが標準らしいです。今いったように、その距離が長くなったり庭が大きいから距離が長くなったり、コンクリートが貼ってあったり、そういった工場がでてくると、どうしてもやっぱり20万30万になったり可能性もあるということだったんで、だから一応公平性の面でいくとですね、やっぱりその辺の工事費についてはですね、今までどおりの方がよろしいかと思ひます。以上です。

○議長 町長。

○町長 今加入された既に参加されている人は、それで当然払ってやっているわけですよ、差の中で、ですからそれを今になって平準化しましょうという話をすると、例えばちょっと距離があったから、そこにコンクリートが貼ってあったから、それで20万円かかりましたという方が、今度同じような条件の人が5万円で作りましたとなるとですね、インセンティブという、ここにきてですね加入率を上げるためにこの3年間限定でインセンティブでやりましょうと

いう話は、これはまた別の話ですけど、この人から見れば、待ってくださいよという話になるであろうというふうに思いますから、今までのそのこの辺のことはあんまり変えたくないというのが本音としてあります。そうしたことは、今個別のお話でありましたが、でも今日は本当に私はありがたかったと思うのは、いろいろと私達がやってきたことについて、今日幾つかの施策についてご紹介もいただきご質問をいただいた中で、なかなかみなさん方にですね、事業のどういったものであるかとかいうようなことを説明する機会がないわけです。我々としては、一生懸命みなさん方のためを思ってやっているけども、私達がみなさん方ためにこんなことしました、こんなことしましたってPRするのもしもしませんし、淡々とやっておるわけではありますが、そういった今日のようなご質問いただく中でですね、そういったことは、今日は説明できる機会を作っていたというふうな受けとめ方を私してますけども、そういうふうなことでですね、いろんなことについて、そういうことでご質問いただければ、疑問もですねご質問をいただければ、まさに理解していただく機会を得たわけですから、今後ともそういったことにつまましては、どんどんと発言していただければ有り難いというふうに思っているところであります。以上です。

○議長 これをもって、5番、松田 穰君の一般質問を終わります。

○議長 次に、3番、白松靖之君ご登壇ください。

○3番 白松靖之 3番、白松です。通告に従いまして、自転車利用者へのヘルメット購入補助について質問をします。

今年4月からの改正道路交通法の施行により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されました。警察庁の調べによると、全国で2018年から2022年までの5年間、自転車事故で死亡した人は2,005人、半数以上の1,116人が頭部が致命傷でした。このうち、ヘルメットを着用していなかったのは1,071人で、全体の96%という調査データを公表しています。

また今年5月、県内の8つの警察署で中学生以上1,800人を対象に、ヘルメット着用率の調査が行われ、中学生97.1%、高校生6.5%、それ以上の方は11.3%という結果を公表しています。中学生は校則での明記や教職員のみなさんによる指導啓発のおかげで、かなり高い着用率となっていますが、高校生以上では着用率が非常に低い状況です。

そのような中、県内市町ではじめて取り組みをされた防府市では、自転車のまち防府！高校生ヘルメット着用促進事業として、ヘルメットを購入された市内の高校生を持つ保護者を対象に、一律5,000円の防府市くらし応援クーポン券、市内共通券ですが、商品券を交付されています。

先日、防府市生活環境部くらし環境課の課長さんに伺ったところ、本事業は、申請受付期間を7月3日から9月30日までとし、申請先として、在籍してい

る高校へ提出、あるいは市くらし環境課へ郵送、またはゆめタウン防府2階特設申請窓口へ申請するようにされています。

8月29日現在、市内該当生徒4,500名のうち、250名から申請があったそうです。新学期がはじまれば申請数が伸びてくるのではと話されていました。

また、今年3月、県教育庁は、来年度から県立高等学校、特別支援学校70校に対して、高校生の通学、部活動への自転車利用時のヘルメット着用義務化を発表しました。それに合わせ、今後、各学校の校則の改正や生徒保護者への説明、警察署と連携した交通安全教室が実施されるそうです。

私は自転車を利用されている高校生、および一般の町民に対して、ヘルメット購入補助事業があれば、ヘルメットの着用率向上と、町民のみなさんの命を守る手段として、非常に有効なのではないかと思います。自転車用ヘルメット購入補助について、町長の答弁を求めます。

○議長 只今の3番、白松靖之君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 白松議員から、改正道路交通法の改正によって、今年4月から自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務化に伴って、高校生あるいは一般町民に対する自転車用ヘルメットの購入補助をしてはどうかというふうなご質問でありました。

実はこのことにつきましては、町民からのごく一般的な希望であろうということで想定されることでありますので、私も過去に重要性について検討した経緯があります。調べてみますと、全国的にそうした補助制度を設けているところも一定数あり、子どもや高齢者に限定しているところ、あるいは安全基準を満たしたヘルメットなど、補助内容や補助率についても自治体によりさまざまであり、ばらつきが多い印象でありました。

こうした中県内では、たまたま防府市がいろいろなお考えの中で、高校生を持つ保護者の方を対象に、一律5,000円の市内共通商品券の防府市くらし応援クーポン券を交付されると聞いております。

確かに、自転車乗車時の事故や転倒から頭部を守るヘルメットの着用を促進して、自転車乗車時の交通死亡事故等を防止して、町民のみなさんの安全で安心なまちづくりを進める1つの手段として、この補助制度を希望されることの趣旨はよく理解できるところであります。しかしながら、自転車用ヘルメットは何万円もするものではなく、数千円で購入できるものであり、補助がなければ買いにくいという程度のものではないかと思います。

白松議員の3月の質問で個人宅の防犯カメラの設置補助の要望もいただき、そのときにも申し上げましたが、どこまでが個人の持分でつまり自助努力で、どこまでが行政の持分、つまり多くの方のみなさんの税金を使って個人の部分に投資し投入するのか、ということについては大変難しい問題であります。あれも

これもいいことだから、あるいは新しいことを普及するためにはインセンティブが必要だということで補助しましょう、いいかえれば何でもかんでも補助がなければことが動かないというようなことでは、財政規律が保てないことになりますし、そもそも当事者以外の多くの町民の理解は得られないというふうに思います。

したがって、この件につきましては、ご意見はご意見として伺い、他市町の状況、あるいは動向等も見ながら今後の検討課題とさせていただきたいと考える次第であります。以上で答弁を終わります。

○議長 3番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 答弁ありがとうございます。ホームセンターとかで見てもですね、5,000円近辺の商品が今見た感じ並んでいるっていうのは、私も認識をしているわけですけど、来年度の4月から高校生は義務化されるだろうと、通学や部活動で先ほど質問の中に申しましたとおり、されるだろうということで、今教育庁も県の教育庁もそういうふうに動いていかれるということをお聞きしておるわけですけど、コロナ禍ということもあってですね、本当に密を避ける動きっていうのは盛んに行われてきたわけですけど、その中に自転車を利用した移動っていうのは、本当コロナ禍ならではの利用の仕方っていうかですね、そういうものもあるんですけど、それと比例しまして自転車の事故っていうのも、利用者がやっぱり増えてくると事故の件数も増加してくるということで、昨年6万9,985件の自転車の死亡事故やら障害事故も含めてですけど、全交通事故に占める自転車の事故の割合が2016年から上昇傾向にあるということで、昨年度はもう全体の23.3%、自転車の事故が全部の自動車とか全部含めた事故の1/4に迫るような件数が出ていてそういうデータも示されている中で、通行目的別の死傷者数っていうのも中学生高校生にしてみれば、登下校中が63.7%ということで、また高齢者については、買い物や飲食目的で外出してるときに事故にあうというのが38.7%と一番大きな割合を占めてるんですが、ここでやっぱり行政としてですね、町民にこの町民全体の生命を守るというその大前提を作った中で、自転車利用者に対して行政としてですね、ヘルメットの着用率の向上また交通安全意識の醸成に向けた取り組みが必要であると思ひ、今回の一般質問とさせていただいたんですが、先ほども松田議員の一般質問の中に、子育て世帯以外の施策が弱いんじゃないかというご指摘があったように、そういった幅広い人に恩恵がいきわたるような施策も必要ではないかなと思ひ、今回質問させていただいたんですが、これからそういう制度化がどんどんされてきて、確かに高校生っていうのは、かぶると頭が蒸れるし、髪形が崩れたりとかでやっぱり敬遠したいとかですね、それで着用率が向上していないんじゃない

かなというのも思うんですが、その辺今からスタイリッシュな折りたたみのヘルメット等もちらほら出てきて、そういう交通安全意識をみんなで高めていくような意識を行政としてできないものかと思ひまして、それについて質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長 町長。

○町長 確かに交通安全意識を高めていくということは、当然大事なことでありますし、やはり努力義務とはいいいながらも、やはりそのことがこれが努力義務化されたということは、法律が改正されて道路交通法が改正されて、努力義務とはいいいながらも、それを1つの義務的か将来的にどうなるかわかりませんが、努力義務にしたシートベルトがいい例でありまして、はじめは努力義務が今はもう義務になっておりますから、方向性はもう自転車に乗る方についても、もちろん自転車というのは車両、軽車両という範疇になるというふうに思いますから、軽車両になりますから車両のうちの1つですから、そういうふうなことでは、いつになるかわかりませんが、近い将来多分義務化されるというふうに思いますけれども、それについて、その趣旨はシートベルトも同じですけれども、シートベルトをやることによって、本来自分でやって自分の命は自分で守るというのが原則ですけれども、なかなかそういう気持ちにみなさんがなっていないので、やむなく国が法律を改正して、自分の命は自分で守るように仕組んだということになるかと思ひます。シートベルトもヘルメットも同じことだというふうに思ひます。そういうふうな中で、いろいろそういうふうな類の同じような自分の命は自分で守ったり、いろんなことはあるというふうに思ひます。

そうした中で、先ほど申しましたが、それを全部みなさんに進めるために、何か今回補助がありますよ、とかいうことでですねやるってことはですね、私はきりが無い、新しいものが出てきてしたらきりが無い、でちょっと話し脱線しますが、いつも思っているからここでいわせていただきますが、今コロナになってですね、いろんなことを新たなことをするとき、何かが付いてくるんですよお金が、これなんか癖になってるんですよもう既に、我々住民が、何かしてくださいよってお願いしたときにじゃあ何くれるのみたいな、そんな感じなんですよ、そういうことを思うんです私。国はこれやるから、この補助金付けるから、この金でこれをしてあげてくださいっていうことをいつくるわけですね。それでみなさんは何か新しいことをすれば、何かついてくる、要するに補助金がもらえるとか、半額で買えるとか、そういうふうなことが今なんか当たり前のように、特に子育て系になるとなんかすごいですね、何でもかんでも何かついてくるようなと思ひます。これで本当にいいのかと、こんな世の中を進めていいのか、何か人に頼る根性というか、なんかもらって当たり前根性というか、そういうのも何か私今つくづく思うんです。そういうことがあ

まりにも行き過ぎていないか、特にコロナの関係で、ですからそれは私が今思ったことをいっただけですけども、同じようにですね、やっぱりくれぐれもやはり阿武町という町は、どっかに線を引いて、自助、互助、共助、公助、ここがしっかりと線を引いた中でやるべきことはしっかりしてあげる、でもこれは自分だろう、とみんなが認めることは、私だっていい顔をしたいですよ、もちろん、でもそれは違うだろうと、そこはしっかりとですね肝を持ってやるのが私は町の在り様だというふうに思います。以上です。

○議長 3番、再々質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 自助、互助、共助、公助という4つの助があるんですけど、そういう中で、阿武町は限りある財源の中で健全財政を堅持してですね、やられてるわけですけど、先ほどの松田議員の質問に対しての町長の回答の中にありましたように、果敢に財政出動するときにはするんだと、メリハリをつけてやっていくんだという強い意思を述べられておりましたので、それに期待をしまして、今後行政としてですね、町民の生命財産を守るという大前提の中で、そういう交通安全意識を高めていくような施策をどんどん打ち出してほしいと思います。これで私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 これをもって、3番、白松靖之君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩開始/14時01分 会議再開/14時11分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議長 それでは1番、米津高明君、ご登壇ください。

○1番 米津高明 日本共産党の米津高明です。通告に従い、風力発電に関する質問を行います。

阿武風力発電建設事業に反対する3つの住民団体、阿武・萩の未来をよくする会、風力発電所ちゃあなんかを考える会、阿武風力発電所建設を考える会が、7月19日に阿武町へ環境アセスによる住民説明会では、町民の不安や懸念は解消されず不十分だと考え、阿武町が新たな事業説明会の開催をHSE社に求めるよう要望書を提出をしました。またこのとき同時に質問状も提出しましたが、町からの具体的な回答はありませんでした。「民は由らしむべし、知らしむべからず」つまり従えばいいという考えでしょうか。行政には住民の知る権利に応じて、真実の情報を知らせる義務があるのではないのでしょうか。私達の団体から出した質問状に添付した資料は、当然町長は読まれたと理解をしてい

ます。その中の経産省環境顧問審査会風力部会議事録、これは2021年8月25日の分なんですけども、工事がはじまったら住民の生活にどのような影響があるかを具体的に示されています。例えば、風力発電の基礎工事では、県道10号線14号線303号線をコンクリートミキサー車が26日間にわたり、毎日100台通行するとHSE社は回答をしています。このように大変な交通量になると、こういうことが書かれています。住民に対してはこんなことも知らされては今のところいません。

それでは、町長にお尋ねをいたします。質問状に対して8月9日付けで文書回答がありましたが、自分たちのいたいことだけをいって、私達の質問に真摯に答えてない、こういう回答であったと私達は捉えています。これはどういう意図なのでしょう。そして今回の調査結果や、これまでの住民、知事および大臣意見に基づき、当初の事業計画から変更があることは自然なことであると、これも回答にありましたが、それならHSE社に対して、住民に対して説明会を開催しなさいと、なぜ町として要望しないのか、これは阿武町はそういうこともあるからもういいんだということなんでしょうか。

また事業申請というのは、書類さえ揃っていれば認可をされます。これは電気事業に関する事業認可になります。事業認可イコール工事着工OKではありません、工事着工にはその工事内容に沿った申請を出した上での、この工事に関する許可が必要になります。町長は認可されればこれでよしと考えておられるのでしょうか。

要望書にもあるように、許可を受けて工事がはじまれば、住民の生活にどんな影響があるかも住民の方たちは知らされていません。また、近年大雨による大きな被害が各地で発生をしています。線状降水帯という大雨を降らす雲が停滞し、記録的な豪雨で被害発生です。水害、土砂崩れ、いつどこで起こるかわからないのです。阿武町の広大な保安林が解除されることにより、森林の防災機能が失われることになります。

町長の回答で、地球温暖化防止に貢献する発電技術、地球環境の保全を保っていく上で再生可能エネルギーを推進することが望ましいといわれていますが、地球環境の保全を図る前に、阿武町の環境保全が大事ではないかと、こういうふうに私達は思っています。阿武町民の命を財産を守ることが大事ではないかと、これはエゴでも何でもありません、当然のことだと思っています。大災害で被害が発生したら、町長はどう責任を取られるのでしょうか、HSE社の責任で片付けてしまうのですか、住民の命をどう思っているのでしょうか、住民の命を預かっている町長の責任はないのでしょうか。

また、建設用地の貸し付けですが、貸し付け場所、面積の確定はいつ頃と考えるおられますか。そして必要な場所のみを貸し付けると前回の答弁でしたが、今もその考えに変わりはないのでしょうか。

山口県知事は、環境配慮意見において、地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明などにより、相互理解の促進に努めることと述べています。町長も、住民が懸念している事項をきちんと事業者伝えていくことが町長としての役割だと発言をしています。町長はなぜ住民が抱えている疑問、懸念などに対して、対話を行って拾い上げ、事業者であるHSE社に事業説明会をこれの開催を強く求めないのでしょうか。

また、HSE社は2022年7月、事業認定された阿武町町有林への設置ですが、ここに隣接する宇田郷地区の共有林を資材搬入路、風力発電設備本体建設の基礎として、利用する内容の話し合いを非公式に行っています。この地権者への説明内容は、2021年4月に行われた方法書にかかる住民説明会の説明内容とは異なっています。これは町として把握しているのでしょうか。

また、2020年10月に阿武町として発行した貸貸証明書に対しては、貸貸義務も貸付義務も負うものではないといわれましたが、いろんな条件がクリアされれば貸してもよいとのことでしたが、いろんな条件とはどういう条件を示すのか、そしてそれがクリアされているとの判断はどなたがするのでしょうか。以上の答弁を町長よろしくお願いをいたします。

○議長 只今の1番、米津高明君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 米津議員から風力発電に関して、大きく6つの質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

最初に、仮称阿武風力発電事業につきましては、現在、事業者であるHSEから、環境アセス手続きの第3弾となる第3段階となる、環境影響評価準備書の提出を待っている段階であり、進捗状況は、若干当初の計画とは遅れているようではありますが、年内には公告縦覧、住民説明会が開催されるものと思っております。

また、HSEは、アセスの第2段階の環境影響方法書に対する住民意見、また町長意見、知事意見、そして経済産業大臣通知を経て、令和3年10月に経済産業省からの事業計画の認定を受けており、並行的に風況調査を行いながら、事業性を見極めをしているところと思っております。

こうした中、1点目の事業認可されればよしと考えているかのご質問であります。これまで繰り返し申し上げておりますように、自然エネルギーを活用した風力発電は、地球温暖化対策の手段として有効であり、健康被害や環境破壊、また災害等がしっかりと、災害防止等がしっかりと図られるのであれば、それに協力することについてはやぶさかでない、というのが私の基本スタンスであり、こうした開発行為について、問答無用ではなから否定されるべきものであるとは考えておりません。したがって、まだ環境影響評価準備書の提出がありませんので、事業化にあたって、これらの対策が加味された詳細な設置場

所等を承知してはおりませんが、準備書等により具体的なものができてきましたら、町長として、また土地所有者として、適切な判断を行いたいと考えております。

次に2点目の、大災害で被害が発生したときの対応についてであります、その原因が事業者にあるものであれば、当然のこと事業者において行われるべきものだと考えています。

次に3点目の、建設用地の場所や面積の確定についてであります、1点目として、まだ準備書を見ておりませんので、実際にはこれを踏まえてということにはなりません、貸付の面積については、一般的には事業に必要な面積を測量した上で、必要な部分を賃貸するということになると考えています。ただ中で地権者、土地所有者との話し合いの中で、全筆を希望されるというふうなことがもしかしたらあるかもしれませんが、それは当事者の話になりますし、そうした場合であっても、くれぐれも申し上げておきますが、保安林の解除や開発面積は必要最小限の面積であるということは、はなから申し上げているところであります。

次に4点目の、HSE社に事業説明会を求めないのかについてであります、これも繰り返しになりますが、環境影響評価準備書の提出を待って、公告縦覧後にこれまで同様、HSE社において町内3地区で詳しい説明会が開催されるものと思っております。

次に5点目の、共有林地権者との話し合いを把握しているかということですが、予定地の尾根を越えれば主に宇田郷地区の方々の共有林が広がっておりますので、共有林の地権者への話は当然あるべきものだと認識しており、実際にあったようではありますが、内容までは承知しておりません。

最後に6点目の、賃貸証明の貸し付け条件がクリアされているとの判断は誰がするのかであります、これも1点目の繰り返しになりますが、健康被害や環境破壊、また災害防止等がこれらの防止がしっかりと図られるのであれば、町長であり地権者でもある私が適切に判断をいたします。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 今回答いただきましたけれども、従来の回答とあまり変わってないような気がしました。ただ一番最初に質問しました、8月9日の回答に対してのこの説明、なぜこういう回答で終わっているのかという説明をまずもう1回していただきたいのと、私達のグループもこの環境に関して、どういふんですか、自然エネルギーを使う、こういう風力発電とか太陽光発電そのものに反対しているわけではありません。なぜあそこなのかということで、今まで

私達も常々、あそこにはこういう希少動物が動植物が生息していると、それをどう守るのか、そういうこともしてきました。今回も話し合いをしたかったんですが、そのときにやはり私達の疑問をもっとぶつけて、大災害が起こるであろう、だから反対というような調査の結果も踏まえて、きちんと要望とか問い合わせに回答していただきたかったし、できれば懇談をしていただきたいという気持ちがありました。やはり私達の気持ちを汲み取っていただいて、こういう疑問に対して町はどう考えているのか、先ほどちょっと他の議員の回答にありましたけれども、やはり、町長は町民の安全安心な生活、そういうなのを守る責任があるといわれましたけれども、こういうことで、万が一、先ほど町長もいわれましたように、HSE社に責任があるとしても、最終的にゴーを出したというんか、作ってもよろしいですよというのを出したのが町長であれば、そのところで、やっぱり我々がこういうことがあり得る、危険な土砂災害もあり得るというのを指摘しているのを承知の上でやられたと私は解釈しますそのときはね、だからそのときの責任を町長はどう取られるのか、工事責任、あそこに作ったHSEが悪いんだから、あの会社に全部任せればいい、保障も全てさせばいいというような考えじゃ、とても町民の命を預かってる町長の発言かなという気は今しました。

だからその辺をもう少し、もうちょっとこう町民の思い、そういうなのも汲んでいただいて、建設のどういうんですかね、HSE社に対しての対応をしていただきたい。今もそれもあり得るというような2020年7月に、宇田郷の方と個別にやられた件ですが、こういうことをするということは、すごく私にすれば、HSE社はもう姑息な手段をとって、陰でコソコソしてるというふうにとってるんですね、だからこういうことを見逃す、ほっておいていいのかということ、それをしたとしても、その後に従来の説明と違うから、きちんと説明を求めるべきじゃないかというようなのを私は思います。このことに関して、もう一度町長の答弁をよろしくお願いします。

○議長 町長。

○町長 あの、ちょっと何か、いわれることが理解できない部分が相当ありますので、ちょっと理解できた部分だけ、足りなければまたもう1回質問をしてください。

ちょっと前段の辺がちょっと何をいわれたか趣旨がよくわかりません。わかることだけ答えますが、理解できたことだけ答えますが、まずあのなぜ懇談を受けてくれなかったのかというのは、それは私のことですか、みなさん持ってこられたときに懇談してくれとそういう話ですね。それはですね、私みなさん方がこの3つの団体が出される、阿武風力発電建設計画を考える会、まあ浅野さんが代表ですが、それと萩市の弥富の宮内さんが出された、阿武風力発電ちゃあ何か考える会ということと、これも中村さんて弥富ですかね萩の、阿武・

萩の未来をよくする会、という3つの団体と一緒にあって、米津さん行動活動されていらっしゃるんですが、これは質問状を要望書と質問状を出しますよというふうなことでありまして、そのときに、私の方では担当課長の方が受けたというふうに思いますけれども、懇談も今まで当初あたりやってきましたけれども、これは私の受けた感、そのときの感想ですけども、これはもうはっきり申し上げて議論の余地のない、みなさんが頭からですね、反対だというふうなことでですね、もうそれに後理由を一生懸命理由付けをされる、ああそうか、そういうことなのかと、まさにお話であるようでお話でない、後で理由付けをされておる、このことについては、もう何であれかんであれ、いろんな理由を付けて反対だ、ああそういうことなのかということをよく理解できました、あのときの懇談で、ああそうなのかというふうなことでですね、文書はもちろん読まさせていただきますけれども、見たこの文書あたりもですね、何ら変わっておるわけでもありませんし、まして、私どもはみなさん方が懸念されておることについては、当然、HSEの方にいうてますよね、そのことは十分ご存じでしょう、文書で出してますよねちゃんと町長意見として、そうなんです、それをまた何回も何回も同じような行動されて、頑張っているということなんでしょうが、それに私いちいちですね、お会いして、また懇談また懇談というふうなことまでは、はっきり申し上げてお付き合いできないというふうなことでございます。

さらにですね、町長の責任と、何か起こったときに町長の責任、あの物事ですから、それは100%何も起こらないということは誰もいえないと思います。でも、それが起こらないように最大限の努力をし、そしてその努力でほぼ大丈夫だろうと、思われた判断したときにはじめて、それについてOK出しますよという、これもはじめからいってますよね、ですよ、はい、そのとおりなんです。100%は誰もいえません。神様もいえません。でもその中で極力努力していただいて、それでこれまでやるのであれば大丈夫であろう、という判断をした中では、それは私どもはそれについて、そもそも申し上げておりますように、自然破壊の大きな原因の1つが地球温暖化、あるいは温室効果ガスの排出であります。みなさま方は目の先のこと、この部分的なものをとらまえていわれますけれども、私にいわせれば地球を真綿で絞めて、いろいろなものを1匹2匹じゃなしに、いろんな動植物、あるいは自然環境を破壊する、そういうものがそういう温暖化ガスであったり、地球温暖化である。それに、我々は少しでも協力できるものは協力していかなきゃならない、私は責務があるというふうに思います、この地球を守るために、ですから、そこにそれがための風力発電、それを先ほど否定するものではないとおっしゃいました、そのとおりです、はなから否定するものではありません。そして、その中で自然破壊がされない、いろんなことで私達が条件で出していることがクリアできる、最大限低減化で

きるということであれば協力していく必要があるだろうと、いうのが、これも一貫して申し上げている私の立場であります。ですから、そのことはしっかりとご理解いただきたいというふうに思っております。

ですから、先ほど何か起こったときに町長はどうなんだというふうなことでありますが、最大限それが起こらないように、例えば土砂崩れが起こらないように最大限の工法を取っていただいて、防止措置をとっていただく、これは当然のこと、これは風力発電だろうがなんだろうが、全てについて同じです、何の工事やろうが、山陰道やってます、山ものすごく切ってます、山にトンネル開けてます、開けてますよね、そういったことを2キロ以上の大きなトンネルも開けているというふうなことでですね、その中でいろんな工法の中で努力をしながら、最大限そういったリスクの低減を図って、我々の生活が豊かに、今の生活を守っていけるように、そしてなお豊かにするように一生懸命いろいろな方が努力されている。その中で土砂崩れが一切起こらないとは私はいいません。それは現に起こっているんですから何もなくても、工事をしてもしこることもありますし、自然に何の手も加えなくても土砂崩れが起こってます、ですよ、ですから、その今私達が求めている低減策について、最大限努力していただく、その中でもし工法とかに問題があれば、それは事業者であるHSEさんがその工法のどっかの決定に何か間違いがあったのか、なんとかをちゃんと検証していただいて、そこから生じた損害については賠償していく、当然のことです。それについて、町長はどうなのかというふうなことでありますが、私はこれは逃げるわけでも何でもありませんが、最大限の努力をして起こったリスクについて、第一義的にはもちろんHSEさんがもしその原因者であれば、これは別にHSEさんでなくても同じことなんですけど、誰がやっても同じなんですけれども、道付けようが何しようが、建物を建てようが、何でも同じなんですけども、その原因者が責任を取るのはごく当たり前のことであります。それをしなければ何もできないんじゃないですか、山陰道、何かあるかもしれませんよそれは、ゼロとはいわれないわけですから、ほんなら、国が全部その責任者であると、例えば町がその町道を持っています、町の土地もあります、その町の土地をあなたが貸したから売ったから責任があるじゃないかということと、あまり変わらないんだなというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても、それは第一原因者である事業者が当然持つべきであるというふうに思います。

それから宇田郷の方の事業者が、コソコソとまあいったら切り崩し作戦をやっているようないい方でしたけれども、そういう趣旨としますけれども、それ当然関係するであろう将来、これが認可を受けるときに関係するであろう、地権者の方にお話をするのは、事業者が事業活動として何か悪いことしたんですか、違法なことをしたんですか、そうじゃないでしょう、自分の事業活動を健

全に行うため、あるいは遂行するために業務の一環としてされたわけでしょう、それ何がおかしいんですか、いけないんですか、健全な事業活動することに何の問題があるんですか、そう不思議ですよ私、まして、もしかしたらこういうところかかるかもしれないかなということですね、事前にこういうことですよというふうなお話されること、何が不思議なんですか、おかしいんですか、むしろ健全だと思いますよ私は、それをコソコソというふうな言葉を使われるのもですね、もともともう何とかありきの話がそこにインプットされているからコソコソという話になるんですけど、全然事業活動を遂行するためにいろんなご努力をされる事業者が、そのことについて、私はそれはそれで別に問題があるとは全く思いません。

あとちょっとははじめの辺のことがよく分からないので、また漏れたと思いますけれども、またもう1回聞いてください。

○議長 1番、再々質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 まず、どうってんかな、私達のグループに対してのそのいい方を取り消しをしてほしいという気持ちがいっぱいあります。私達のグループも、きちっと大学のそういう専門家を交えていろんな話し合いをしたり、現地も調査を行ったり、いろんなことをして、だからこういうことがあるという確信を持ってこう訴えているわけで、それに対してやっぱり町として真摯にこう対応していただく、最近では、多分こういう言葉を出したら、町長もものすごく気を悪くされるんかもわかりませんが、逃げてると、対応がもうまち推にポンといたり、農林水産課の方にポンといたり、そういう対応で、やはり私達としては、もうそういうトップの方ときちっと腹を割っていろんな話をしたいという思いもあります。だから、次回からこういうことがあれば、また質問書とか要望書を提出をしたいというふうには思っています。だからそのときには、やはりきちっともっと真摯に対応していただきたいというのと、宇田郷に対しては確かに町長のいわれるとおり、企業活動ですから、それはそれでいいんですけども、本来、住民の町民の方にきちっと説明してきたことと違うことをやろうとしてるんであるから、それに対して、町として把握した以上というか、把握されたらHSE社にやはり町民に対して最初はこういうふうな施工いうんか、工事をしようとしてたけど、こういうふうな方針を変えますというような、そういうのがやっぱりこう説明していく義務があると思うんですね。そうすれば私達も安心するというか、そういうことをしてるんかというふうな捉えです。

後、以前にもちょっとお聞きしたんですけども、先ほどちょっといいましたように、アブサンショウウオというのが、希少種で指定されているのは町長はも

うご存知だと思いますけれども、あの湿原、アブサンショウウオというのは、その一部の地域でしか生息できない、蝶々とか鳥みたいに飛んでいって、こっちでまた別の種と交わっているんなのを作っていくと、そういうのはできない種類で、その地域だけで生息する、その地域の環境がなくなれば、その種は全滅するということですね。だからそういうことも、私達のグループは先ほどいいましたように、高川学園のそういう専門家の先生とか、先ほどいいましたように京大の先生とかお呼びして、現地もちゃんと見て、ここは残さないダメだと、絶対影響が出てくるというふうなでいろんな活動をしているわけですから、闇雲に反対だ反対だと声を上げてるわけじゃないです。それはもう町長、そういういい方は、私達に対しても大変失礼ない方じゃないかと私はとりました。ちょっとやっぱりこう頭をそこは切り替えていただきたいというふうに思います。だから、今後もそういう意味では、私達のグループは町に対していろんな質問とか要望を提出するかもわかりません、その時は今まで以上というか、違う視点で一緒に考えていこうじゃないですかということですね、町長いわれているように、100%安全とか 100%起こるといふ 100%はないというのは私もよくわかってます。でも、町長がいわれたように、99%やったら大丈夫だろう、だからゴーを出す、それもわかります。ただ私達は、こういうことをするとこういうことが多分起こりうるであろうという、そういうことに対してもやはり視点を向けていただきたい、だから、ああそうか、こういう阿武町の貴重な自然、名前は忘れましてすいません、何とか村連合に加入してるわけですから、ジオパークにも入ってます、だからそういうこともいえば、まず木与防災道路のことをいわれましたけど、私は、もう決まってるから反対もくそもなかったですけど、いまだにあの道路にはいい印象は持ってません、環境破壊するだけ、もっと違う方法があったんじゃないかというような気持ちは持ってます。だからそういう意味でも、もうちょっと違う視点で私達を見てほしいのと、そういう対応をしていただきたい。お互いにやっぱり腹割って話し合っていきたい、頭から反対だから反対反対とやってるんじゃないかと、我々もいろんなことを学習してきながら、これは作ってはちょっとまずいん違うかということで、で反対でいろんな国にも要望出したりいろんなことはしてます。だからその辺を頭ごなしに反対の反対というやないわれ方をしたら、すごく私はもう心外だと、今日も傍聴にこられてますけども、腹の中はものすごい一と思っているのと違うかなと私は思っています。

そういうことで、次回もしも、もしもじゃない多分出すと思いますけども、いろんなそういう要望とか出したら、きちっと対応、私達の話も、だから私は反対の方の話も聞けば賛成の方の話も聞いており、要するに分からないことをきちっと話し合っ、町民の方がどういうふうなことを思ってるのかをきちっと町としてとらえていってほしい、それで、町長そして、消化というかちゃん

ともんでいただいて、県なりに上げていただく、そこまでは私はこういう意見を上げよとか、そういうようなことはいいませんが、ただもう最初の段階でやっぱりいろんな方の意見を聞いてほしい、こういう希望がある、これは要望です。質問を終わります。

○議長 町長。

○町長 わかりました。いろいろな意見を聞いた中で町長が判断したらそれでよいという話ですね今のお話は、そう聞きましたけどね最後、ですよ。はいと答えられましたね今ね、はい。それで、さっきのあれ日本で最も美しい村連合というんですけどね、それと木与防災もですね、ついでにもういいですけど、時間がありますから、これをですね、あれは余り好ましくないなんていわれたらですね、これはあの木与防災を作るために、どれだけの方がですねご努力をされて、歴代の町長も地域の方々も特に宇田郷の方々は、救急車がくる、救急車がきて萩まで病院へ行く、あそこで木与のところで土砂崩れのために全面通行止めになる、どうするんですか、救急車、1時間も2時間もかかって山口の方に回っていくんですか、それがために、特に宇田郷地区の方は必死であの運動をして、今やっところここにたどり着いたんですよ、どうやりますか宇田郷地区の方に対して、そんなことをいって、本当悲しいですよ私はそういうお話を聞くと、どういう神経というか、あれだけの努力を、まあ米津さんは途中から入って転入されたんで、本当に涙ぐましい努力のことまでご存じなかったからそういう発言になったのかもしれないかもしれませんが、本当に歴代の町長が努力し、歴代の地域の方々が運動、何とか運動というのまで起こしてですね、努力をされて国に行き県に行き陳情されて、やっところここまでたどり着いてできよるものですよ。そりゃ環境破壊といわれれば、そりゃ木も切る、山のどてっばらに穴もあける、しますよ、それがなければできないんですから。でも、我々がこの幸せな生活を送る、豊かな生活を送る、文化的な生活を送る、そしてさらに将来にわたってそういったことも享受したい、そしてもっと発展させたいとなれば、一定程度の環境については、それは、それを破壊というのかどうなのかですよ、うん、私はそういうの破壊という言葉ではないというふうに思います。いろんな人たちがそういった努力をされてきて、今やっところここにたどり着いて、その最低限のそういうリスクをリスクっていうかね、被害を防止するように、もし被害があるとしても最低限で済むように、最大限の努力をして作っているのが、今の山陰道じゃないですか、それはちょっとね、本当にいけんと思いますよそういう認識は、そしてですね、こういったもん出されたときに、町長は逃げると、私も最初はお付き合いしてました、確かに何回かお話も聞きました、私の意見も申し上げました。でもいってることは同じですよほとんど、私の意見返事も同じです。それだけ全て文書に出して、県とか国に私の意見として出してるでしょ、それをみなさん方にコピーいってるじゃないですか、私からいえ

ばわかってない、何でわからないのですよ。私の出したものをコピーを差し上げてますよね、いってますよね、こういうのを出しましたと、みなさんの回答に付けて出すでしょ。そのときに私が県知事に出した意見書はついてますよね、つけてましたと思いますよ。ですから私の気持ちはおわかりのはずなんですよ。それにも関わらず何回もこられて、内容見たらそりゃわかりますけど、アブサンショウウオが出てきたり、ミヤマウメモドキ出てきたりしますけど、それはわかるんですが、そのことを大事にしなきゃいけないというのは、それは大学の先生にいわれなくてもわかってますよそんなことは、当然のことであって、大事にしなきゃいけません。自然破壊もいけません、そういった希少な動植物も守らないといけません。そして、アブサンショウウオ、まあアブサンショウウオですから、阿武町サンショウウオじゃなしに、阿武台地というか阿武郡の周辺に生息するサンショウウオだというふうな名前のつけた方だというふうに思います。阿武町のサンショウウオじゃないと思いますけど、その阿武じゃないと思いますけど、阿武地域、阿武台地周辺に生息するサンショウウオと、そういう意味だと思いますけれども、そういったものも大事なものです。そういったことについて、私は意見で出してるじゃないですか、ちゃんと、それを何回も何回も持ってこられて、内容的にはほぼ同じ。いろいろ書き方は変わってますけど、趣旨はほぼ同じということでありますから、もうそれについて、たんびごとに私は、その私が直接行って意見交換するんじゃないし、それは担当課で受けていただいて、私はそれをまた見て、そういうことは、うーんという感じなんです。内容的にはあんまり変わってないなというふうな印象ですけど、そういうことでありまして、私は逃げているというふうな思いではありません。

それから、HSEについて、宇田郷の方でいろいろというふうな話がありますが、それはそれとして、あの人たちが活動されていることについて、私がいちいち監視するんですか、できるわけもないし、する必要もないというふうに思います。まずできないっていうのが、どうやって事業活動されているように、私達がそんなこといちいち阿武町の了解を得てやってくれとか、連絡してやってくれとかいうんですか、何の権限を持って、そんなことはできないでしょう。そんなところであります。

いずれにしてもですね、この環境破壊というのはダメだと、ほとんど同じなんですよいっていることは、私も米津議員も同じなんです。その中で私はそれをしっかり確認したい、確認できたら、そこから先は違うんですね、なんとなく確認できてもダメですよって、どうもいわれそうな気がするんですが、先程はそうじゃないと、町長がちゃんといろんな人の意見を聞いて、それで町長が判断したらよいというふうにおっしゃいましたから、私はしっかりとみなさん方の出された文書も読まさせていただき、いろんな、いわゆるサイレントマジョリティーといわれる物いわぬ多くの町民の方々がいらっしゃるわけですか

ら、その人たちからの話は聞きますよ、いろいろ話を聞きます、その人たちが見た米津議員あたり、あるいはみなさん方の組織の活動についての評判も聞きますよ、聞くこともありますよ。でも、それはそれとして私がいろんなものを聞いた中で判断して、そしてまたこの一番大事なことは、私達が求めている自然環境であったり、災害防止であったり、そういったことがいかに低減排除できているかということをしっかり判断して、私は最終的に町長として、あるいは地権者として、判断をしていくということでもあります。

○議長 これをもって1番、米津高明君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

○議長 ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩開始／14時54分 会議再開／15時04分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第4 議案第1号から日程第6 議案第3号を上程

○議長 日程第4、議案第1号から日程第6、議案第3号までを一括議題とします。まず議案第1号、阿武町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

○議長 土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の1ページをお願いします。議案第1号、阿武町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

本案件は、生活道路や住民、住居家屋等に接している倒壊危険空き家のうち、住民の生命や財産に危害がおよぶ恐れが切迫している物件で、所有者や関係者と連絡が取れない物件、もしくは折衝に時間がかかる物件については、町が緊急回避的にその危害の予防、または危害の拡大を防ぐための措置を可能とするための条例の一部改正をお願いするものであります。

次ページの新旧対照表で説明します。

まず第14条の次に、新たに緊急安全措置として次のとおり加えます。

第15条、町長は適切な管理が行われていない空き家等に倒壊崩壊崩落、その他著しい危険が切迫し、これにより、道路、広場、その他の公共の場所、または町長が特に必要と認める場所において、人の生命もしくは身体に対する危害、または財産に対する甚大な損害をおよぼし、またはおよぼす恐れがあると認めるときは、所有者等の特定もしくは所有者等との折衝に時間を要する場合、または所有者等と連絡が取れない場合に限り、その危害等を予防し、または危害等の拡大を防ぐため、必要な最低限度の措置を講じることが

できる。

2 町長は緊急安全措置を講じたときは、当該措置に係る空き家等の所在地、および当該措置の内容を、当該空き家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町長は緊急安全措置を講じた場合において、当該措置に係る空き家等の所有者等、またはその連絡先を覚知できないときは、告示するものとする。

4 町長は第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、それに要した費用を当該措置に係る空き家等の所有者等に請求するものとする。

次に第16条の委任については、第15条に前条を加えたことによる条ズレで、内容の変更はありません。施行期日は公布の日からとします。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第2号、財産の取得について執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(藤村憲司) 議案書の4ページをお願いします。議案第2号、財産の取得についてをご説明します。

本件につきましては、阿武町大字木与地内に整備予定のミニ工業団地、仮称ABUファクトリーパーク整備のための用地を取得するため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

物件の表示につきましては5ページ記載のとおり、阿武町大字木与字上出会910番他19筆です。現況地目は全て田で、総面積は4万140平米です。取得先は5ページ記載のとおり、1,175番の共有地を含め個人17人です。取得単価は、1平米あたり1,380円で、合計5,539万3,200円です。取得の理由につきましては、仮称ABUファクトリーパークの工場用地造成のためです。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第3号、阿武町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 次に議案書の7ページをお願いします。議案第3号、阿武町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてをご説明します。

本件につきましては、過疎対策事業債の起債対象事業とするためには、阿武町過疎地域持続的発展計画に掲載する必要があるため、事業を新たに追加し、計画の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

8ページと9ページの新旧対照表の、追加または変更部分にアンダーラインをしておりますのでご覧いただきたいと思っております。

内容としましては、過疎計画の別表(3)計画、事業計画の表中に事業の追加および変更を加えるもので、3件の追加です。

まず自立促進施策区分の2産業の振興、事業名(9)観光レクリエーション施

設の項に、事業内容、西台展望台整備事業を追加するものです。

次に区分の6子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進、事業名(8)過疎地域持続発展特別事業、これについてはソフト事業であります。この児童福祉に事業内容、子育て支援学校給食無償化事業、(9)その他に、事業内容、みどり保育園改修事業を追加するものです。以上で説明を終わります。

日程第7 議案第4号を上程

○議長 次に議案第4号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長(中野貴夫) 議案書の10ページをお願いいたします。議案第4号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてをご説明いたします。

本案件につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるもので、阿武町固定資産評価審査委員会委員のうち、現在2期6年目の中野克美委員、および1期3年目の堀和也委員の任期が、今年9月30日で満了いたしますので、その後任委員の選任であります。両委員の再任でのご同意をお願いするものであります。

なお、地方税法の関係する条文を参考まで掲載していますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長 議案第4号につきましては、人事案件でありますので、直ちに審議に入りたいと思います。

ただいまの執行部の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(「質疑なし」という声あり)

○議長 続いて討論を省略し、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第4号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって議案第4号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8 議案第5号から日程第13 議案第10号を上程

○議長 次に、議案第5号、令和5年度阿武町一般会計補正予算(第3回)について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の 11 ページをお願いいたします。議案第 5 号、令和 5 年度阿武町一般会計補正予算(第 3 回)について、ご説明いたします。

まず第 1 条第 1 項は、令和 5 年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は 8,471 万 3,000 円を追加し、総額を 34 億 5,581 万 4,000 円とするものです。また第 2 項は、歳入歳出予算書の款項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第 1 表歳入歳出予算補正のとおりとするものです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書 10 ページ、2 款総務費から、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

○議長

(副町長、防災行政無線費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、山口県議会議員選挙費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、児童福祉総務費、保健事業費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、農山漁村女性活動推進事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農村整備費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、水田営農対策推進費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費、単県農山漁村漁礁整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、住宅管理費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、学校管理費(小)、給食センター費(小)、学校管理費(中)、保健体育総務費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、公共土木施設災害復旧費、単独災害復旧事業費、5 災公共土木施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、諸支出金について説明する。)

○議長 以上で歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。6 ページ、14 款、国庫支出金から、副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第6号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長

○健康福祉課長 議案書の12 ページをお願いします。議案第6号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)についてご説明いたします。

今回の補正は、252 万 4,000 円を追加し、補正後の予算を5億 5,194 万 8,000 円とするものです。それでは、別冊補正予算書の30、31 ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第7号、令和5年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の13 ページをお願いします。議案第7号、令和5年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)についてご説明いたします。

今回の補正は、2,441 万 2,000 円を追加し、補正後の予算を6億 5,487 万 2,000 円とするものです。それでは、別冊補正予算書の40、41 ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第8号、令和5年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の14 ページをお願いします。議案第8号、令和5年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。

今回の補正は、予算総額に206,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ6,983 万 8,000 円とします。別冊補正予算書の50、51 ページをお願いします。歳出から説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第9号、令和5年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○**土木建築課長** 議案書の15ページをお願いします。議案第9号、令和5年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。

今回の補正は、予算総額に130,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7,972万2,000円とします。別冊補正予算書の60、61ページをお願いします。歳出から説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

○**議長** 次に議案第10号、令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○**土木建築課長** 議案書の16ページをお願いします。議案第10号、令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。

今回の補正は、予算総額に405万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,083万円とします。別冊補正予算書の70、71ページをお願いします。歳出から説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

日程第14 議案第11号を上程

○**議長** 次に議案第11号、令和4年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、執行部の説明を求めます。副町長。

○**副町長** 議案書の17ページをお願いいたします。議案第11号、令和4年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

本案件につきましては、令和4年度の阿武町一般会計および7つの特別会計の決算につきまして、長山、松田両監査委員から監査の結果報告をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により認定をお願いするものです。

なお、各会計の決算書および決算審査意見書、そして主要な施策の実績はすべてお手元にお配りしているとおりです。以上で説明を終わります

○**議長** ちょっと暫時休憩します。

○**議長** 休憩を閉じて、会議を続行します。

○**議長** ここで、監査委員より決算審査意見書について説明の申し出がありますので、これを許します。長山監査委員ご登壇ください。

○**代表監査委員(長山雅範)** それではお手元にお届けしております、令和4年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書について、ご説明いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長より審査に付された令和4年度阿武町一般会計および各特別会計歳入歳出決算、それぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、並びに各関係諸帳簿、証書類に基づき審査をいたしました。その結果は次のとおりであります。

調査の対象は、令和4年度阿武町一般会計歳入歳出決算、並びに令和4年度

阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計歳入歳出決算をはじめ、7つの特別会計でございます。

次に審査に要した期間は、毎月の例月出納検査に加え、令和5年8月21日から24日までのうち、3日間をかけて慎重に審査をいたしました。

審査の方法につきましては、町長より提出された各会計の決算資料により、予算現額および収入支出済額については、歳入簿、収入命令、調定簿、歳出簿、出納証書類、各課所管の歳出予算整理簿等により、また財産等については、財産台帳、備品台帳、証券類等により審査を行いました。

経理事務の処理につきましては、関係各課の諸帳簿等により審査をするとともに、予算執行の適否並びに会計処理が適切であり、且つ合理的であるかについて審査をいたしました。

審査の総括意見としまして、令和4年度阿武町各会計に渡り、関係諸帳簿を照合審査した結果、証拠書類等よく整理されており、その計数は正確で過誤はなく、適法かつ適正に処理されていることを確認しました。

歳入歳出決算の状況は、一般会計および7つの特別会計を合算した歳入決算額は57億5,958万5,599円で、歳出決算額は48億2,129万9,296円となり、歳入歳出差引額は9億3,828万6,303円となっています。

全ての会計の予算に対する収入率は108.4%、歳出の執行率は90.7%であり、工事にかかる未実施な事業も多くあると思われませんが、歳入歳出差引額は令和3年度よりさらに増加しています。厳しい財政状況の中で、必要と認められた貴重な予算であることから、計画的で効率的な執行により、より一層の配慮と行政水準の確保向上を望むものであります。

次に一般会計から特別会計への繰出金は、総額が2億2,207万7,577円で、前年度対比1.6%の減となっています。繰出金は、国保事業や後期高齢者医療事業、介護保険事業など、制度的なものが主なものと考えられますが、独立採算を基調とする、簡易水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の公営企業会計については、特別会計の本質に基づき、自主財源の確保等になお一層の努力を望むものであります。

以上、決算審査の総括意見のまとめとしまして、我が国の経済は、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、世界的なエネルギー、食料価格の高騰や、欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退の懸念など、我が国の経済を取り巻く環境は厳しさが増しています。

こうした状況の中、当町としましては、単独町制を堅持し、住民と行政、議会が互いの信頼関係に基づき、連携協調、選ばれるまちになるため、より自主的主体的な地域作りに取り組むとともに、地域の実情に応じた社会保障サービスや防災減災対策、定住対策等が鋭意推進されている中で、現在は健全な財政

が運営されているものの、今後、人口減少による税収の減、地方交付税の減額、また社会保障経費や経常的経費も増加傾向にあることから、厳しい財政運営を迫られることが懸念されます。

したがって、引き続き健全な財政運営を堅持するとともに、住民のみなさんがより住みやすく、より豊かに、より安全に暮らせるまちづくりを実践し、限られた財源の中で、住民の満足度、幸福度を上げるための事業を展開し、効果的な予算執行と持続可能で安定的な財政運営に努めながら、適正な事業運営の執行をお願いするものであります。

なお、前年度の繰越の事業である、臨時特別交付金について、いわゆる誤振込という事態が発生しましたが、その後、職員全員が真摯に反省し、あわせて人員配置、会計システム、チェック体制、各種研修等々、組織としてもしっかりと改善されていると感じていますが、今後二度とこのような事態が発生することがないように、緊張感を持って務めていただき、いま一度選ばれるまちになるよう全力で取り組み、町政のさらなる発展を期待するものであります。

次に、監査の個別意見としまして、まず一般会計の決算状況は、歳入総額は42億982万9,247円で、前年度対比7.1%の減、歳出総額は32億9,736万8,363円で、前年度対比13.4%の減と、予算規模は小さくなっていますが、これは光ファイバー設備整備事業や、まちの縁側拠点施設整備事業などが前年度で完了したことによるものです。

歳入歳出差引額は9億1,246万883円で、前年度対比26.6%増ですが、差引額には翌年度繰越事業の財源として充当すべき額、5,359万9,080円が含まれていますので、これを除いた実質収支額は8億5,886万1,804円の黒字となり、前年度対比22.7%の増となっています。

まず歳入の状況は、予算現額に対する収入率は114.6%で、調定額に対する収入率は99.6%となっています。予算に対する収入額が大きく異なる主なものは、地方交付税が約5億900万円の増、国庫支出金が7,400万円の減、繰越金が1億1,600万円の増、町債が7,600万円の減となっています。

地方交付税が増えたのは、その算定項目に基準財政需要額に地域デジタル社会推進費などが追加されたこと等によるもののようですが、交付税の趣旨に基づき、歳出予算に反映させていただきたいと思えます。

収入未済額の徴収については、高齢化が進む昨今、経済情勢の中で大変厳しいと思われませんが、適正な債権管理は、町民付託の公平性や行政への信頼確保の観点から、債務者の状況を把握した上で、適宜法的な措置をとるなど、より効率的、効果的な取り組みが必要であります。

今後とも、計画的な個別訪問や納付をしやすい分納等により、関係機関や各課が連携をより密にして、収入未済額が減少するよう最大限の努力をお願いするものであります。

なお不納欠損に当たっては、適切かつ厳正に取り扱うことが重要であります。次に歳出につきましては、予算の執行率は 89.8%となっています。このうち翌年度に繰り越す額 1 億 2,905 万 4,800 円を除くと、不用額は 2 億 4,587 万 3,847 円ですが、これは前年度並みとなっています。子育てや高齢化に対応した住民福祉に係るもの、また若者や I ターン者等の受け皿となる住環境や、各定住対策とその他多くの生活環境基盤整備に係る事業等を、限られた財源の中で予算を有効に効率よく活用し、健全な行財政運営への真摯な取り組みをお願いするものであります。

次に各特別会計決算に対する監査の個別意見でございますが、阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計をはじめ、7つの特別会計につきましては、いずれも順調に運営されて黒字決算となっており、収支の状況について審査意見を付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

なお、詳しい説明は時間の関係上、ここでは省略させていただきます。

また、別表としまして、16 ページには一般会計における自主財源、依存財源の状況を、17 ページには収入未済額の状況を記しております。

なお別冊の決算書 295 ページから、財産に関する調書として、土地、建物、有価証券、出資による権利、債券、基金の保有高、地方債残高などを記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、別紙の令和4年度阿武町基金運用状況審査意見書は、土地開発基金、高額療養費貸付基金について、いずれも計数は正確で、運用状況についても適正であると認めました。

また、令和4年度決算に基づく、阿武町健全化判断比率と意見書につきましても、それぞれ適正であるとその旨の意見を付しております。

最後に、令和4年度の決算を踏まえ、今後とも、町民一人ひとりに寄り添い、魅力ある町政を継続していただきたいと思っております。

なお、令和4年度予算執行における執行部の真摯なお取り組みに対して、敬意を表しますとともに、決算審査に協力をいただきましたみなさま方に厚くお礼を申し上げまして、簡単ではありますが、令和4年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長 以上で決算審査意見書の説明を終わります。

○議長 時間は暫時延長します。

日程第 15 委員会付託

○議長 続きまして、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第1号から議案第3号、議案第5号から議案第11号については、会議規則第39条第1項の規定により、

一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号、議案第5号から議案第11号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉会 16時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 池 田 倫 拓

阿武町議会議員 市 原 旭